古事記傳

四十四

官文庫
和書門類
八五〇〇號
九三函
一架
四九冊

内閣文庫
和書類
八五〇〇號
四九冊
一三函
二架

内閣文庫

番號	和 8500
冊數	49(49)
函號	137 2

国立公文書館
National Archives of Japan

古事記傳四十四之巻

玉穂宮巻

本居宣長謹撰

袁本杼命。坐伊波禮之玉穂宮治天下也。天皇娶三尾君等祖名若比賣生御子。大郎子。次出雲郎女。二柱又娶尾張連等之祖

凡連之妹目子郎女生御子廣
國押建金日命。次建小廣國押
楯命。二柱 又娶意冨祁天皇之御
子手白髮命。是大后也 生御子。天國
押波流岐廣庭命。波流岐三字以音。一柱

又娶息長眞手王之女麻組郎
女生御子。佐佐宜郎女。一柱 又娶
坂田大俣王之女黒比賣生御
子。神前郎女。次茨田郎女。次馬
来田郎女。三柱 又娶茨田連小望

之女關比賣生御子。茨田大郎
女。次白坂活日子郎女。次小野
郎女。亦名長目比賣。三柱 又娶三
尾君加多夫之妹倭比賣生御
子。大郎女。次丸高王。次耳上王。

次赤比賣郎女。四柱 又娶阿倍之
波延比賣生御子。若屋郎女。次
都夫良郎女。次阿豆王。三柱 此天
皇之御子等。并十九王。男七。女十二。
此之中天國押波流岐廣庭命

者。治天下。次廣國押建金日命治天下。次建小廣國押楯命治天下。次佐佐宜王者。拜伊勢神宮也。

此ノ始メに。眞福寺本には。品太王五世孫と云六字あり。柳此ノ五世孫の事。書紀にも。譽田ノ天皇ノ五世ノ孫。彥主人ノ王ノ子也。母曰振媛。振媛ハ活目ノ天皇ノ七世ノ孫也。とあり。彥主人を。比古宇志と訓べし。續紀一に。阿倍ノ朝臣御主人とある名なども。宇志を主人と書り。これらの主人を。アルジ。又ヌシヒト。など訓るは。皆非なり。仍て書紀に。此ノ五世の世系を具に挙られたるさまなれば。五世孫とのみ云ては。いさゝか粗し。思ふに續紀に。此ノ書紀の次に。紀三十巻。系図一巻とあるを。此ノ系図の巻にて。其に此ノ御世系も記されたりしにや。又此ノ記にも。中巻明ノ宮ノ段ノ末に。此ノ五世の御世系を挙げられたる例なる。こは傳卅四の六十一葉に云るがごとし。かくて此ノ御世系を。書紀釋に引る上宮記ニ云。一云。凡牟都和希王。娶經俣那加都比古女子。名弟比賣麻和加。生兒若野毛二俣王。娶母恩己麻和加中比賣。生兒大郎子。一名意富富等王。妹踐坂大中比彌王。弟田宮中比彌。弟布遲波良己等布斯郎女。四人也。

此意富富杼王。娶中斯知命生児。宇非王。娶牟義都國造名伊自牟良君女子。名久留比賣命生児。汙斯王。娶伊久牟尼利比古大王生児。伊波都久和希児。偉波智和希児。伊波己里和氣児。麻和加介児。阿加波智君児。乎波智君。娶余奴臣祖名阿那尓比弥生児。都奴牟斯君。妹布利比弥命也云々。九牟都和希王は。應神天皇なり。經俣の經は。誤字なるべし。此記に咋俣とあり。母息己は。母の下に弟ノ字脱たるなるべし。息己は息長を誤れるなり。践坂は。此記には忍坂とあり。中斯知の知は。和を誤れるなり。釋下に和と作るぞ正しき。伊久牟尼利比古は。活目入彦にて。垂仁天皇なり。此御世系の趣は。應神天皇の御子。若野毛二俣王。御母は咋俣中津比古が御女なり。さて若野毛二俣王が御子大郎

子より。布遲波良己等布斯郎女まで傳へ。四柱にて。共に御母は息長麻和加中比賣なり。是までは御世系は。此記にも。明宮段の末に見えたり。さて此ノ息長麻和加中比賣の御名は紛へり。其由傳卅二の十二葉に云り。さて大郎子が御子宇非王。御母は中斯和命なり。此ノ宇非ノ王。中昔の書どもには。皆私斐ノ王とあれども。私ノ字は古書に假字に用ひたる例なければ。誤なる傳へし。然るを後ノ世何れの書どもも皆然あるは。始に誤れる書に據て。次々に書るなり。さて私ノ字は何の字を誤れるならむ。未考得ず。若は弘か。弘と宇とは通へば。ウピともヲピとも傳はりけるの。されど弘字は。書紀の外にはをさをさ假字に用ひたることもなければ。いかゞあらむ。又玖を誤れるか。宇と玖とは横に通音なり。さて宇非ノ王が御子汙斯王。是即彦主人王にて。御母は牟義都國造氏が女なり。牟義都は。美濃ノ國武藝ノ郡なり。此ノ國造が事。傳廿六の卅一葉に出。中昔が一ツ説に。大郎子

が御子彦主人王にして。宇非王一世無きを。非なること傳しにて右の文に。伊久牟尼利比古大王云々とあるなり。布利比弥命也と云る傳を。振媛命が御世系を挙たるにて。書紀に活目天皇七世孫とあるに合へり。されど彼文を約めて云へる。汙斯王娶伊久牟尼利比古大王七世孫布利比弥命云々也とあるを。其七世が系を。直につゞけて挙たる故にて。いたく古文がさまなり。然るを後世人古文を見知らず。訓点を誤りて。釋に次に記したる系図を。甚く違へり。看む人惑ふことなかれ。右が振媛命の世系は伊久牟尼利比古大王が御子伊波都久和希。其御子偉波智和希。其御子伊波己里和氣。其御子麻和加介。其御子阿加波智君。其御子乎波智君。其御子都奴牟斯君なり。布利比弥命は二柱にて。御母にて上宮記上件次文に。余奴臣祖。阿那尓比弥なり。云。汙斯王坐弥乎國高嶋宮時。聞此布利比賣命甚美女。

遣人召上自三國坂井縣而娶所生伊波礼宮治天下乎富等大公王也。父汙斯王崩去而後王母布利比弥命言曰我獨持抱王子。無親族部之國。唯我獨難養育比陀斯挙之云。尓時下去於在祖三國命坐多加牟久村也とあるなり。御母振媛命が御事を。書紀にも此同じさまに見えたり。弥乎國高嶋宮は。書紀には近江國高嶋郡三尾之別業とあり。上宮記の方ぞいと古く見ゆ。和名抄に。近江國高嶋郡三尾郷。高嶋郷。など見えたり。三國坂井縣は書紀にも。三國坂中井とありて。中此云那とあり。和名抄に。越前國坂井郡。佐加乃井とあり。神名式に。同郡三國神社。續紀卅五に。越前坂井郡三國湊とあり。多加牟久村は。書紀に高向とありて。越前國邑名なりと注せられたり。和名抄に。越前國坂井郡高向郷。多加無古。神名式に。同郡高向神社とあり。抑此継躰天皇が御祖先が御世系。他古書にはみな漏たるに。わづから

然るに此ノ上宮記の文に残れるぞ。甚イトも甚イトも歎ウレしくなむありけるわざにぞありける。若此ノ文の傳はらざらましかば。終ツヒに世に知られずあらまし。然て此ノ御世系の古く正しき説て已サヘぬ傳へもなきものをや。此ノ御曽ミオホオヂ祖父意富富杼ノ王を。中昔の書どもに。速ハヤ總ブサ別ワケノ命の御子としあるを取るは僻ごとに非ず。そもそも意富富杼ノ王を。若ワカ沼ヌ毛ケ二フタ俣マタノ王の御子に坐スこと。此記中巻明ノ宮ノ段ノ末に見え。又右の上宮記にも然れば。論なきを。速總別ノ皇子の御子なりしと云へるは。本いかなる紛マギレにかありけむ。昔より一ツの傳へもありしにや。今古き書に見えず。此ノ傳へ見えたることもなし。然るを中昔の諸ドモ書に。皆然記せるは。何の書にか依リけむ。其はいかにまれ。此ノ記及ビ上宮記の古く慥なる方をおきて。正しからぬ據も見えぬ説に依るべきにもあらず。◯此ノ天皇。後の漢様カラザマの御謚ミナ。繼體天皇と申す。◯伊イ波ハ礼レ。上に出ツ。傳卅八の二葉。◯玉タマ穗ホノ宮。書紀に。五年冬十月。遷二都ヲ山背ノ筒ツヽ城キニ一。筒城は傳卅六に出たり。初越前より上り坐てより。此ノ五年までは。何の宮に坐しけるにか。物に見えず。十二年春三月。遷二都ヲ弟オト國クニ一。弟國は傳二十五に出ツ。二十年秋九月丁酉朔己酉。遷二都ヲ磐イハ余レノ玉穗ニ一。一本云七年也。といへり。此に依れば。玉穗は舊モトよりの地ノ名の如く聞ゆめれども。なほ此ノ宮を美称タヽヘて號ナづけたる名にや。大和志に。此ノ宮ノ跡未レ詳と云り。◯三ミ尾ヲノ君。中巻玉垣ノ宮ノ段に出ツ。傳廿四の二十七葉。近江ノ國高嶋ノ郡なり。◯若ワカ比賣。父の名を傳はらざれば。さて先トホツオヤ祖の姉妹などをも無。只に某氏ノ之祖なりと云る。例多く見ゆ。傳廿一の四葉に云るがごとし。◯大オホ郎イラツ子コ。高祖父の御名に同じ。大オホなるは御ミ長カミ子に坐スよりなり。御妹に大郎女も坐り。さて郎子郎女なるぞ。親しみて申。次称なれど。御長子を

如此申せるには。同御名なるべからむなり。○出雲郎女。大和國城上郡に出雲村あり。彼地に住坐けるにや。書紀云。次妃三尾角折君妹曰稚子媛。生大郎皇子與出雲皇女。○尾張連。中巻掖上宮段に出。傳廿一の二十一葉○凡連。凡を意布志と訓べし。大の意なり。こゝろは事上巻九河内國造の下。傳七の七十三葉に云り。さて姓氏録に。凡海連など云姓を見えたり。火明命之後也。などあるにて。尾張連の支別なり。○目子郎女。目徵比賣など云類の。讃名なるべし。○廣國押建金日命。こゝを天下所知看ては御称名なるべし。押は大の意なり。金日の意を未思得ず。師を宮号に金箸なれば。この反ヒなれば。金日即金箸かとも云まほしけれどいかゞ。○建小廣國押楯命。舊印本などには建の上に是をも小ノ字あるは衍なり。

御称名なり。御凡命は御名の廣國を兼て。小廣國とも申せり。書紀に。元妃尾張連草香女曰目子媛。更名色部生二子。皆有天下。其一曰勾大兄皇子。是為廣國排武金日尊。其二曰檜隈高田皇子。是為武小廣國排盾尊。欽明巻分注に。檜隈高田天皇ともあり。○意富祁天皇。諸本に冩字なし。今は真福寺本延佳本に依れり。○手白髪命。上に出。傳四十三の七十三葉○是大后也。真福寺本には也字なし。書紀に。元年二月云々。大伴大連奏請曰。臣聞前王之宰世也。非維城之固。無以鎮其乾坤。非掖庭之親。無以継其趺蕚。云々。請立手白香皇女。納為皇后。遣神祇伯等。敬祭神祇。求天皇息。允答民望。天皇可矣。三月詔曰。云々。立皇后

手白香皇女修教于内。遂生一男。是為天國排開廣庭尊。
開此云波羅企。是嫡子而幼年。於二兄治後有天下とあり。諸陵
式に。衾田墓手白香皇女。在大和國山邊郡。兆域東西二
町。南北二町。無守戸。令山邊道勾岡上陵戸兼守。〇天國
押波流岐廣庭命。こは後に天下所知看ての御稱名なる
べし。はうらげりけむ。初の御名は傳波流岐を。書紀に開と書きたる意
なり。心をはらくなるを云を。開く意にて同じ。出雲國造
神賀詞に。麻蘇比乃大御鏡乃面手。意志波留志天。見行
事能己登久云て。催馬樂東屋に。おしひらいてを。一本に。おしはらひてかあなるも。拂ひなむを
非ず。開いて廣庭を。上よりかゝりて稱名なり。書紀齊明巻に。
の意なり。

朝倉橘廣庭宮ぞ云宮號と見ゆ。〇息長真手王。諸本皆真字なし。下他出宮殿に見えたるに
も。此字なし。然添尓あれど延佳本にのみ。此處を彼處を
真字ある。書紀に依て補へるなるべし。此にも彼
にも。諸本共に此字無きを。若くは息長手王かとも思
へど。何れかや聞えぬこともなければ。今も姑く書紀に
依る。延佳本なるに書何れ王の御子にか。詳なら
ず。なほよく考ふべし。
次。息長は。近江國坂田郡なり。上に出。真手王は意未考得
ず。〇麻組郎女。麻久美と訓べし。書紀には麻績なりけり。
然まるを。此は麻美とも訓べきかと思へど。續も組もは。
意異なりて。組は然訓べき由なし。又美は借字にて組なり。
書傳へくと非ず。麻美をば麻宇美なれば。宇も久に通ひて。此名は
麻久美とも麻宇美とも傳は定めなし。肥後國風土記に肥
君等祖健緒組也。
云名も見えたり。〇佐々宜郎女。御名意書紀に書たる

は字の如くにて、彼物に由縁ありけむ。和名抄に、大角豆一名白角豆。色如牙角。故以名之。和名散ゝ介とあり。又師は息長近江とあるを、此を近江の地名、佐々木なるは誤しかと云れき。和名抄に、彼地名篠笥とあり。此説を由ある事には非ざれども、彼地名、此記にも佐々紀とあれば、宜字を書誤れるにも非じ。宜を師の如く讀まむ事は違へり。宜はゲの假字なり。書紀に、次息長眞手王女曰麻績娘子、生荳角皇女。荳角此云娑佐礙。是侍伊勢大神祠。㊂坂田大俣王。坂田は近江國坂田郡なり。大俣も地名にやあらむ。敏達天皇の御子にも、同御名あり。仍て此大俣王、若くは大冨杼王の御子、或は御孫なるべし。即坂田君氏の祖にて非ずにや。○黒比賣。上に同名あり。○神前郎女。和名抄に、近江國神崎郡神崎郷加無佐木あり。此地名の

御名なるべし。此皇女、安閑天皇の御陵に合葬奉れり。書紀に見ゆ。○茨田郎女。諸本茨字無し。今は延佳本に依れり。延佳本は書紀に依て補へるなるべし。此は地名にて、上に出。傳卅五の十五葉。○次馬来田郎女。諸本此六字皆ながら無し。真福寺本に次田郎女とありて、馬来二字無し。今は真福寺本に依り、又書紀に依て補へるなり。馬来田は上総國の地名にて、上に出。傳七の十七葉。此皇女何の由にてか此地名を負賜へるにか、その詳ならず。茨田と馬来田と、唱の似かよれば、茨田郎女の紛れて、二柱の傳は、なるを非ずにや。書紀天武巻に、男名に大伴連馬来田と云もあり。○三柱。三字は前後の例に従ひて今補へるなり。㊃又娶茨田連小望之女關比賣生御子。茨田大郎女。此二柱字諸本共に無し。今は書紀に依て補へるなり。其由は下に云べし。茨田連

上に出。傳二十の五十一葉 此ノ皇女。御母ノ家の由に縁て。茨田に住居坐しゝなるべし。さて上なる茨田郎女ぞあり。前に生坐せる故に。太郎女と申せるなり。上なるは茨田ノ郎女と。由ありて同じく茨田に住居坐ましけむを。御姉に坐ス方を。大郎女と申して。御名を分別てはあるなり。○白坂活日子ノ郎女。子ノ字は衍なり。書紀に依て削去べし。凡て女の名に日子と云ることは。例もこゝわろくもなけれど。なる。白坂は地名なるべし。未考へ出ず。活日は称名なるべし。書紀崇神ノ巻なるにも例あり。高橋ノ邑ノ人活日にもあり。これは男ノ名なり。哥に伊句臂ともあり。○小野ノ郎女。諸本小ノ字を脱せり。今は延佳本に依れり。延佳本は舊事記又書紀ノ一本なるに依て補へたるなり。小野は近江ノ國滋賀ノ郡なる地名なり。此ノ地なる事。上に云り。傳二十一の二十七葉 ○長目比賣。御名ノ義こゝなるはなし。

し。目は上に例あり。○三柱は。諸本に四柱とあり。真福寺本又一本などには三とあるを。二柱とあるを。今は現数に依て改めつ。四柱と作るは。脱文あるに。計て改めたるなるべし。然く二柱とあるは。三ノ字を二に誤れるなるべし。そもそも此ノ處書紀と合せ見るに。脱たることぞ多きなり。本より傳への異なるにやあらむ。思ふに。真福寺本に。田郎女の下に。今一ツ次田郎女とあるなり。又茨田の茨ノ字。小野の小ノ字なども。脱たるものと思はるゝなり。脱文あり。且下に凡ての御子をかぞふる数を。十九王。又女十二とも云ふ。現本のまゝにては。二柱足らず。故今は書紀に依て。上ノ件のごとく補へつ。書紀には。次ニ坂田ノ大跨ノ王ノ女曰ニ廣媛ト生ニ

三女。長曰神前皇女。仲曰茨田皇女。少曰馬来田皇女云云。茨田連小望女〔或曰妹〕曰関媛生三女。長曰茨田大郎皇女。仲曰白坂活日姫皇女。少曰小野稚郎皇女。〔更名長石姫〕也。なり。ここに活日の日ノ字を白に誤れり。此記又舊事紀一本に依て改めつ。又小野ノ小字を比に誤れり。一本及舊事紀に小とある宜し。〇三尾ノ君は上なる同族なるべし。〇

加多夫。書紀には堅樴と作り。樴一本に棱とあり。何れにても比なり。布ノ字は比なる。珠に近く通ふ音なり。名ノ義詳ならず。書紀雄略ノ巻に、凡河内直香賜。〔香賜此云舸拕夫〕と云人を見ゆ。〇倭比賣、同名なり。〇大郎女。かく御名負坐るは、皇女多かる中の御長にて坐けむ。〇丸高王は、麻呂古と訓べし。高をコとよむは、字音なり。高志などの

如し。書紀には椀子と作り。呂と理とは通音なり。師も此をも書紀に依て、こりと訓れど、丸をこりとは訓がたし。且欽明天皇の御子にも、書紀には椀子ノ皇子とあるを、此記には麻呂古ノ王と作り。其に准ふに、凡て麻呂古と云は、子を親み愛みて呼ても云ふなるべし。称にて、麻呂は自称なれば吾子と云が如し。書紀に、此御巻に、詔に、懿哉摩呂古と云、又朕子麻呂古云々などある。白大兄ノ皇子を指てかく詔賜へる。これ此ノ句ノ大兄ノ皇子の赤ノ御名には非ず。また親みて然親み愛みていふ称を、愛みて詔ふなり。て御名に負せ賜へるなり。欽明天皇の御子にも、此ノ御名なるべし。敏達天皇の御子、忍坂ノ日子人ノ太子の赤ノ御名も、麻呂古と申せり。〇耳ノ王。上ノ字は、耳を上ぐ声に唱ふ由なり。其例上巻

神ノ御名に多し。御名ノ意。上巻忍穂耳命の下に云るが如し。傳七の五十四葉 ○赤比賣郎女。御名ノ義は知べきよしなし。書紀に。次三尾ノ君堅楲女。曰倭媛。生二二男二女一。其一曰大郎子皇女。其二曰椀子皇子。是三國ノ公之先也。其三曰耳皇子。其四曰赤姫ノ皇女。云ルしに大郎子ノ皇女とあるは。郎子ノ字衍なり。女名に郎子と云る例なし。三國ノ公ノ先ぞ。此ノ記と傳へ異なり。傳卅四の五十四葉に云るが如し。扨て書紀の今本。此御巻第三葉よりて第五葉までの間ノ文の錯乱れたる処あり。其錯乱ぞ。第三葉の計之大王の次ぞ。第四葉に子レ民治レ國云々とあるべく。第五葉の於二凡治後一の次は。第三葉に有二其天下一云々とあるべきこそ正文なれ。これを彼ノ紀を見む人の為に。事のついでにおどろかしおくなり。○阿倍は。此ノ地ノ名か。若ノ姓ならば。姓を挙べく。又某が女。若ぞ妹など もあるべきに。さることも無ければなり。

此ノ地なる事上に云り。傳二十二の七葉 ○波延比賣。名ノ義光映にやあらむ。書紀に莫と書るは借字なるべし。莫は字書に。草木初生貌と注せり。生の意なり。書紀に。顕宗天皇仁賢天皇などの御母の御名も。莫媛といへり。○若屋ノ郎女。孝霊天皇の御子に。同御名あり。名ノ義彼処に云り。傳廿一の四十五葉 ○都夫良郎女。反正天皇の御子に同御名あり。○阿豆ノ王。書紀には厚皇子とあり。阿豆と厚とは。清濁かはれり。都の御名ノ義未ダ考得ず。書紀に云。次和珥ノ臣河内ノ女曰二荑媛一。生二一男二女一。其一曰二稚綾姫ノ皇女一。其二曰二圓娘皇女一。其三曰二厚皇子一とあり。さて書紀には。上件乃外に。次根ノ王ノ女曰二廣媛一。生二二男一。長曰二菟皇子一。是酒人ノ公之先

也。少日中皇子是坂田公之先也とある。此記と傳への異
なるなり。此記にも。此二柱御子なく。又酒人君。坂田君の祖とも異なる事など。傳卅四の末に云るが如
し。○十九王。男七 女十二 此數男七は合へども。十九王也女
十二は合はず。現數は十柱なり。女王 故上件の如く。書紀に依て二
女王を補ひあり。○天國押波流岐廣庭命者云々。さて
に此御子の御事を。先第一に擧たるは。大后の御腹に
坐が故なるべし。○次云々。此次と云るを。あれど此に擧
るは次第に就て。假に云るのみなる言なれば。次なる二ツと同
じ。○拜伊勢神宮也。中巻水垣宮段に。豊鉏比賣命。拜祭
伊勢大神宮也。玉垣宮段に。倭比賣命者。拜祭伊勢大神
宮也と見え。日代宮段にも。伊勢大御神宮と有り。大神とあ
るをも。オホミカミと訓べし。是に准へてかくれど。此
ず知るべし。御字なきは。省きて書る例なれば。
を神の上に大字有しが。脱たるなり。又省きてもあるべし。神宮
とも申せるなるべし。書紀天武巻にも。伊勢神宮とあり。さて此記。女王
たち伊勢齋に立坐ることを。右の豊鉏比賣命。倭比賣命
を除奉ては。記さるゝはなきに。此にのみ如此有るは
故あるべし。將殊に故ありてには非るか。書紀に。伊勢齋王の見えたるは
は。倭比賣命の次に。景行天皇の御子五百野皇女。次に
雄略天皇の御子稚足姫皇女。次に此佐々宜皇女なり。
今思ふに。景行天皇の二十年に。五百野皇女立坐てより
雄略天皇の御世までは。三百七十年に及べれば。必其
間にもかはりて坐すべし。大神宮例文と云書に。
齋王の世々を記せるに。五百野皇女の次に。伊和志真内

親王と云るて。仲哀天皇ノ皇女と記せれども。其も誤なるべし。仲哀天皇に皇女は。坐まさず。此記に。應神天皇の御子。根鳥王の御子。伊和嶋王ある。其にや。然るども其を入ても。なほ年數は足らず。又稚足姫皇女は雄略天皇の三年に薨坐しかば。其より繼躰天皇の御代になるまでの齋王も坐ざるを。此彼漏て。其由の傳はらざるがあるなるべし。又上代のわざを。後世の如くなるべからで。齋王の坐まさぬ間々もありしか。とにかくに。今詳には知りがたし。拝は伊都伎麻都理と訓べし。かの木垣宮。玉垣宮段に文を合せて見るに。此は祭ノ字を略きても書るものなり。大御神に御ノ字を略きても書るたぐひなり。記中然る例多し。又拝を伊都伎と訓べき例も。上巻にあり。

此御世。竺紫君石井。不從天皇之命而。多无禮。故遣物部荒甲之大連。大伴之金村連二人而。殺石井也。

此御世。真福寺本には。此ノ字ノ下に。之ノ字あり。○竺紫ノ君。書紀には。筑紫ノ國造とありて。其子の葛子は。筑紫ノ君とあるを。實も君なるべき。國ノ造とも云るなり。凡て諸國にある國造。君。別。直などの類の姓名をも。國造と云ことありしなり。此ノ石井も君なるを。國造とは。姓名を以て云傳へたるなり。書紀孝元ノ巻に。兄大彦ノ命

是阿陪臣云々。筑紫國造云々。九七族之始祖也。大彦命の御事は。傳廿二に出づ。國造本紀に。筑志國造。志賀高穴穗朝御世。阿倍臣同祖。大彦命五世孫田道命を定賜國造とあり。書紀欽明巻に。能射人筑紫國造。天智巻持統巻に。筑紫君薩夜麻と云人見ゆ。續後紀十八に。肥前国人筑紫公云々。〇石井。名義字の如くならむか。〇天皇之命は。意冨美許登と訓べし。〇无礼。上に出づ。傳廿七の十一葉〇物部。此氏の事。中巻白檮原宮段に云り。傳十九の六十一葉〇荒甲之大連。書紀には麁鹿火とあり。此記は。甲ノ下に斐字ありしが。脱たるなるべし。又甲を加布と訓て。比と布と通へり。上なる三尾君加多夫を。書紀には堅樋と見え。又伊豆国那賀郡石火郷。神名式には伊志夫神社とあり。又万葉廿に。葦火を安之布とよめるなど。比と布と通はし云る例なり。然るを此人の名も。からかひとも。あらかひとも云べきを思ひて。此記は例を思ひて加布に甲ノ字は書けるを。又師は加比に甲ノ字を書るは。貝の意なりと云を。思ふれど。其をいかゞならむ。貝なる意に甲と書ても。此記の例にならず。故加比と訓べし。此記の例。加比とよぶ言なるを。必甲斐と書あり。名義未思得ず。書紀雄略巻に。小鹿火宿祢と云人を見ゆ。さて此人は。姓氏録高岳首條に。饒速日命十五世孫。物部鹿火大連とあり。此は麁字の脱たるにて。此人なり。舊事紀に。物部麁鹿火大連公。麻佐良大連之子。麻佐良大連は。木蓮子大連之子と見えたり。とありて。饒速日命乃十四世孫になれば。書紀には武烈巻に初より見えて。宣化巻に。元年秋七月薨と見えたり。さて大連になれるは。

武烈巻にも然記せるを。彼巻に。此人の名の初めて見えたる所に。既に大連とあり。此御巻に。元年云く。以大伴金村大連為大連。物部麁鹿火大連為大連並如故。と見えたり。始めて大連とせられし事を見えず。仁賢天皇の御世よりやなされけむ。さて安閑巻初にも。以大伴金村大連物部麁鹿火大連為大連並如故。宣化巻初にも如此見えたり。さて凡て大連と云号は。書紀垂仁巻二十六年に。物部十千根大連とあるぞ。是に始めて見えたり。但し此大連の初めと云ことを見えず。又大連に為られし事と見えたり。然るに延喜式一歴運記に。仲哀天皇始置大連。元年詔大伴建持為大連。とある何は。如何ならむ。書紀仲哀巻九年に。大伴武以連と云ぞ見えたれど。大連とぞ見えず。若此延喜式の説正しくぞ。かの物部十千根を大連と記せるは。書紀の誤か。詳ならざることなり。さて舊事紀に。尾張連祖瀛津世襲命を。孝昭天皇の御世に大連とせる由云ひ。又物部連祖大新河命。垂仁天皇御世に。元為大臣。次賜物部連公姓。則改為大連。其大連之号。始起此時と云は。共に信がたき説なり。さて書紀履中巻に。二年物部伊莒弗大連云々と見え。次に雄略巻初に。以大伴連室屋物部連目為大連。正しく為大連と云ことは。是は始めて見えたり。室屋連は武持大連の子なり。目連は。伊莒弗大連の子なり。一代要記。公卿補任などに見えたり。清寧巻に。元年以大伴室屋大連為大連云々。並如故。武烈巻初に。以大伴金村連為大連。此御巻継躰に。元年云々。上に引るが如し。安閑巻初にも云々。共に上に引るが如し。欽明巻初に。大伴金村大連物部尾輿大連為大連云々。並

如故。尾輿を大連とせられしことは上に見えたり。但し安閑巻元年に物部大連尾輿とあり。敏達巻に。元年以物部弓削守屋大連為大連如故。此人を大連とせられしことは上に見えたり。公卿補任に。大連尾輿之子也とあり。舊事紀の説と同じ。用明巻初に云く。物部弓削守屋連為大連並如故。とて崇峻天皇の御世の初に。此守屋大連滅され賜ひて後は。大連見えず。ゆゑを思ふに。蘇我大臣馬子。己が権勢を専にせむためにて。大連をば停しけるなるべし。そもそも此号は。連てふ尸なる姓の人に限れることにて。中巻志賀宮段。大臣と云号も下に云るが如し。考へ合すべし。傳廿九の五十葉

○大伴之金村連。大伴姓の事は上巻に出。傳十五の七十八葉。金村連は道臣命の九世孫にして。姓氏録仲丸子条に曰。臣命九世孫金村大連とあり。室屋大連の孫なり。書紀此御巻。此人の言に。臣祖父大連室屋とあり。さて室屋大連は。姓氏録佐伯宿祢條に。道臣命七世孫と見え。高志壬生連條にも然見え。又狭手彦連は。此金村大連の子と。宣化巻に見え。三代実録五に。金村大連公第三男狭手彦とあるを。姓氏録大伴連條に。道臣命十世孫佐弖彦とあるが。皆世数合へり。然るに姓氏録神松造條に。道臣八世孫金村大連公とあるのみは。一世違へり。父ぞ詳ならず。欽明紀元年に。此大連が住吉宅見ゆ。神名帳に。大和国葛下郡金村神社あり。若此大連を祠るにや。あらざるか。他神か。未知らず。さて此人。書紀武烈巻初に。以大伴金村連為大連とあるまで。此御世継躰にも大連たりしことは。荒甲大連は。下に引るが如し。然るに此記にはたゞ連とあるは。書紀と傳への異なるにて。此時は未大連には非ざりしにか。将大字の後に脱たるか。さて

安閑宣化欽明の御世〻〻相継て大連なりし事上に書紀を引るが如しかくて敏達巻に至ては〔元年は物部守屋大連を為大連如故とのみありて〕此人見えず既に欽明天皇の御世に薨られしなるべし〔一代要記に欽明天皇二年薨ぬと有り〕◯殺石井也殺を登流と訓るはきこえぬを上に云り〔傳廿三の六十葉〕さて石井が事書紀には廿一年夏六月近江毛野臣率衆六萬欲往任那為復興建新羅所破南加羅喙己呑而合任那於是筑紫國造磐井陰謨叛逆猶豫經年恐事難成恒伺間隙新羅知是密行貨賂于磐井所而勸防遏毛野臣軍於是磐井掩據火豊二國勿令修職外邀海路誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船内遮遣任那毛野臣軍乱語揚言曰今為使者昔為吾伴摩肩觸肘共器同食安得卒爾為使俾余自伏儞前遂戰而不受驕而自矜是以毛野臣乃見防遏中途淹滯天皇詔大伴大連金村物部大連麁鹿火許勢大臣男人等曰筑紫磐井反掩有西戎之地今誰可將者大伴大連等僉曰正直仁勇通於兵事今無出於麁鹿火右天皇曰可秋八月詔曰咨大連云〻物部麁鹿火大連再拜言云〻詔曰云〻二十二年冬十一月大將軍物部大連麁鹿火親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡云〻遂斬磐井果定疆場十二月筑紫君葛子恐坐

父誅。献糟屋屯倉。求贖死罪。とあるて。金村大連を遣し
たる事は見えざるを。傳への異なるなり。但し右の麁鹿火大連が再拝
言せる語の中に。在昔道臣爰及室屋。助帝而罰云々とある物
語あるを。金村大連の語にこそ如此も申すべけれ。物
部氏の人が。他姓の大伴が祖の功をのみ申さむこと。
あるべくもおぼえず。されば此度は大将軍此記の如
く両人にて。此奏する言は。金村大連の言なりけむが。
紛れて麁鹿火大連の言のごとく成れるにや。書紀の趣疑
はし。筑後國風土記に。上妻縣。縣南二里。有筑紫君磐井之
墓墳。高七丈。周六丈。墓田南北各六十丈。東西各卅丈。石
人石盾各六十枚。交陣成行。周匝四面。當東北角有一別
區。号曰衛頭。（衛頭致政所也。）其中有一石人。從容立地。号曰解
部。前有一人。裸形伏地。号曰偸人。（生為偸猪。仍擬決羅。）側有石猪四
頭。号賊物。（賊物盗物也。）彼處亦有石馬三足。石殿三間。石藏二
間。古老傳云。當雄太迹天皇之世。筑紫君磐井。豪強暴虐。
不偃皇風。生平之時。預造此墓。俄而官軍動發欲襲之間。
知勢不勝。獨自遁于豊前國上膳縣。終于南山峻嶺之曲。
於是官軍追尋失蹤。士怒未泄。撃折石人之手。打墮石馬
之頭。古老傳云。上妻縣。多有篤疾。蓋由茲歟。（此文のうち。周六丈とある六）
上は丗なりけれ字の脱たるなるか。六丈にては。高七丈には叶
はず。又偸人の下なる細注の生字は。坐を誤れるなるか。擬は
擬か。捕か。羅は罰の誤れるなるべし。さて書紀竟宴哥に。阿
羅賀比羽部久志野伊者井多禰良氣呂。古許呂由賀須
曽於毛布倍良奈留。とよめるは。下句。此風土記に追尋失
蹤とあるなるに叶へり。書紀には遂斬磐井とあるは叶は
ず。さて此石井が墓の事。或人が考ありて云。上妻郡一
條村の十町許南方に。長嶺の山中にあるがなかに石人一ツ

残りてあり。又其より十間許東の方に。石屋の形あり。是も風土記に云る石蔵なるべし。此石屋奥行七尺五寸。横三尺五寸。高二尺八寸。棟の高一尺三四寸。口の廣一尺三寸餘あり。石人も。地上より高六尺ありと云り。又其図もありて。彼石人の前の方やゝ離りて。石人の道の半に一つ。石人の下方の。埋れ如くなる石一つ。図に見えたり。

天皇御年肆拾参歳。御陵者三嶋之藍御陵也。

肆拾参歳。書紀には廿五年春二月。天皇病甚。丁未。天皇崩于磐余玉穂宮。時年八十二。或本云。天皇二十八年歳次甲寅崩。而此云二十五年歳次辛亥崩者。取百濟本記為文。其文云。大歳辛亥三月云々。又聞日本天皇及太子皇子倶崩薨。由此而言。辛亥之歳。當二十五年矣。後勘校者。知之也。とあり。春二月の下。辛丑朔是月。五字あるべし。然らざればまぎらはし。丁未何の日ぞも知がたし。辛丑朔は。安閑巻に見えたり。さて此御年ぞ。武烈天皇崩し年。此天皇五十七歳なりければ。元年五十八にて。廿五年八十二に合へり。此記の傳へとは大く異なるなり。さて右の細注を思ふに。一説に。廿八年甲寅崩しを。廿五年崩しとせるも。元百濟本紀に依て定められたり。と聞えたり。抑此御世なれば。やゝ近きころのことなれば。崩坐る事なども。詳に。左右に異説もあるまじき物なるに。如此論ありて。異國の書に依て定められたるは。いかにぞや。一本に。此細注なきはよし。かゝる事をいかゞと思ひて。後人の加へたる物なりて除べし。されど捨なるは。詳ならずも。後に加へたる物とは見えざるなり。さて若廿五年辛亥に崩ましゝならば。壬子癸丑二年。御位を空くしてありけるは。何の由にか。其所由を記さるべきに。さもあらざるはいかゞ。此を以思へば。廿八年崩ましゝと。世の方正しきか。若然らば。其年を即安閑天皇の元年なりしならむ。若又廿五年崩ならば。安閑天皇の論

なく御位に即坐すべきを、大后の御腹の欽明天皇に譲り賜ひ、欽明天皇も互に譲り賜ひて、二年が間御位空しが、其交譲給ひし事の、傳に漏たるにやあらむ、欽明紀、初に、安閑天皇の皇后に譲り賜へる事のあるを、然る其などもにやありけむ。○此間に、舊印本真福寺本又一本などには、丁未年四月九日崩と云例の細注あり。舊印本には大字にて本文に書なしてあり。又真福寺本にも、崩の下に也字あり。丁未年は、書紀にては廿一年なれば、四年差へり。又月も日も差へり。此を一つに傳へにぞありけむ。○御陵者の者字は、在を誤れるなり。他の例みるにもあれ。者字は例なし。上巻日子穂々手見命御段に、御陵者即在云々とあるのみなり。彼も下に在字あり。○三嶋は、中巻白檮原宮段に出。傳廿の十三葉○藍は延佳本小野字を補へるは、例のさかしらなり。藍は云地名なれば、野は云であるべし。履中天皇の御陵も在毛受也とあるを、さかしらに野字を補へるに同じ。和名抄に、攝津國嶋下郡安威郷。神名帳に、同郡阿為神社。書紀雄略巻に、三嶋郡藍原。なども此地なり。今も同郡に安威村ありて、安威山安威川などもあり。書紀に、二十五年云々。冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野陵。諸陵式に、三嶋藍野陵、磐余玉穂宮御宇継躰天皇、在攝津國嶋上郡、兆域東西三町、南北三町、守戸五烟。嶋上は、嶋下を写誤まれり。但安威は上下兩郡の堺に甚近ければ、此御陵の地は、古は上郡なりしにや、今は下郡なり。前皇廟陵記に、今在嶋上郡嶋下郡界大田村、俗云池上、亦茶臼山とも云。攝津志には、在嶋下郡大田村、土人曰池上陵とも云り。大田村は安威村の隣なり。或説に、嶋下郡十日市村の西方に、糠塚と云あり。飛塚とも云。これ

藍野陵なりと云るは誤なる説なり。十日市村は太田村より西なり。又山城名跡志に、綴喜郡内里村の山に王塚と云あり。相傳て継躰天皇の陵と云は不審。此帝の陵を、攝津國にあるなりと云り。○御陵也。御陵二字例なし。後人の添へたるなるべし。除去べし。真福寺本には陵也とありて、御字なし。是に依て思へば、陵字も野を誤れるにて、陵に誤れるから、又後に御字を補へるにもあるかとも思へど、然にはあらじ。彼本は、又後に御字を脱せる物なるべし。

廣國押建金日命。坐勾之金箸宮。治天下也。此天皇無御子也。御陵在河内之古市高屋村也。

金箸宮巻

真福寺本には、此初に御子なりとあり。○廣國押建金日命。命字〔真福寺本には王と作り〕。此天皇、後に漢様の御謚、安閑天皇と申す。○勾は、大和國〔に此地名此処彼処にあり／都なるおほかしき中に、是は〕廣瀬郡なるなるべきか。書紀崇峻巻に、廣瀬勾原と見え、和名抄に、大和國廣瀬郡に下句と云郷あり。是志母都麻賀理と訓べし。句は勾の正字にて、説文に曲也と云り。然るを麻賀理には、勾とのみ書ならへる故に、句とは別なる

なが如く思ゆめり。凡て口を省きてムと書ク例。圓雖な
ど常の事にて。多くあり。さて伊邪河ノ宮ノ段に。當麻ノ勾ノ君
みゆれば勾は。此ノ勾也。
同地か別かの詳ならず。但シ此ノ宮を。帝王編年記にも。大和ノ
國高市ノ郡と云り。神明鏡と云書にも。高市ノ郡勾ノ金橋ノ宮と記しあり。此ノ高市ノ郡にありと云を。
懿德天皇の都を。書紀に。輕の地曲峽ノ宮と見え。欽明ノ巻にも。輕ノ曲殿と見えたれば。同地にやあらむ。大和志
には。此金箸ノ宮を。在高市郡曲川村と云り。曲川村舊名曲金
と云り。此曲川村は。輕とは放れて遠くして。廣瀬ノ郡の
界に近ければ。若シ此ノ宮其ノ地ならば。かの崇峻ノ巻なる勾ノ
原。和名抄の下勾などゝ一ツ地にて。古ヘは廣瀬ノ郡なりし
が。後に高市ノ郡にぞ屬けるにや。なほよく考ふべし。何れならむ。定めがたし。さて
此ノ天皇の御名。書紀に。勾ノ大兄ノ皇子とあれば。本より此ノ
地に住居坐しなり。然るを書紀に。遷都云々と記されたるは。例の文なり。○金
箸ノ宮。箸は橋の意か。はた箸に由ありて名ヅけたるは
か。知りがたし。さて此を書紀にも。本よりの地名の如ク記
されたれども。此ノ宮を讃称たる名の如くにも聞ゆる
なり。續紀十八に。勾ノ金崎ノ宮とあるは。橋を崎に誤れるなり。書紀に。元年春正月。遷都
于大倭國勾金橋。因為宮号とあり。大倭國とは。例のなき記しざまなり。○
無御子。書紀に。元年三月。有司為天皇納采億計天皇ノ女
春日ノ山田ノ皇女ヲ為皇后。更名山田ノ赤見ノ皇女。別ニ立三妃ヲ。立許勢ノ男人ノ
大臣ノ女紗手媛。紗手媛ノ弟香香有媛。物部木蓮子ノ大連ノ女
宅媛ヲ。云々。冬十月。天皇勅大伴ノ大連金村ニ曰。朕納四妻ヲ。至
今無嗣。萬歳之後。朕名絶矣。云々。とあり。山田ノ皇女の御事は。既に継躰ノ巻七年に見え。
八年なる処には。太子ノ妃云々ともあるは。物を。此に納采と記
はきたるを。前後違へり。凡て彼ノ記の。漢文の潤色の信

がくまこと也、うくれ如し。○此天皇御年壽を記せるは、書紀に二年冬
十二月癸酉朔己丑、天皇崩于勾金橋宮、時年七十とあれ
ば。○真福寺本舊印本又一本などには、此に乙卯年三月
十二日崩とあり。舊印本には大字本文に書り。真福寺本又一本などには例の如く細注に
せり。又真福寺本には十三日と作り。舊乙卯年を書紀
印本にはを二字を傍に三イと記せり。上の御世々々の此細注の崩の年、書紀とは皆
と合へり。合はざるに、此を始めて合へるを、稍近きが故に依れり
信し。月日は合はず。○河内之古市は、諸本に之字なし。今は真福寺本に依れり
和名抄に、河内國古市郡、古市郷もあり。今も
あり。書紀景行巻に、至河内留舊市邑、雄畧巻に、河内國言
云々、古市郡、欽明巻に、殯于河内古市など見えたり。○

高屋村は、神名帳に河内國古市郡高屋神社とあり。此地
なり。今も古市に近く隣て高屋村あり。万葉九に衣手
高屋於とあるは、此高屋か。又大和國城上郡にも
同名の地あれば、何れとも辨へがたし。書紀に冬十二月云々、是月葬天皇
于河内舊市高屋丘陵。以皇后春日山田皇女及天皇妹
神前皇女、合葬于是陵。諸陵式に、古市高屋丘陵、勾金橋
宮御宇安閑天皇、在河内國古市郡、兆域東西一町、南北
一町五段、陵戸一烟、守戸二烟とあり。大和志に、古市高
屋丘陵、古市高屋墓、倶在古井郡高屋村。墓、春日山田皇女、今称八幡山
隣安閑帝陵と云り。是を以見れば、合葬とあれど、同地に葬
帝陵。る由にや。此墓を諸陵式に見えざるなり。
けて前皇廟陵記に、此御陵を、或曰今高屋村城山是也。
明應中畠山尚慶築城。或曰近年土民發陵、得古代器物

等をもて云へり。志紀築城と云るは、御陵と云るとは別なり。此城の事、大和志に、高屋城と標て、在古市村と云へり。委く記せり。考へ見べし。

檜坰宮巻

建小廣國押楯命。坐檜坰之盧入野宮。治天下也。天皇娶意富

祁天皇之御子橘之中比賣命。生御子石比賣命。訓石如石。下效此 次小石比賣命。次倉之若江王。又娶川内之若子比賣。生御子火穗王。次惠波王。此天皇之御子

等弁五王。男三。女二。

真福寺本には、此首に弟字あり。○此天皇、後の漢様の御謚宣化天皇と申す。此御謚、續紀二に始めて見えたり。○檜坰は、和名抄に、大和國高市郡檜前郷、比乃久末。諸陵式にも、檜隈、諸陵並在高市郡と見ゆ。今も檜隈村あり。書紀雄畧巻に、檜隈民使。とある檜隈野。欽明巻に、檜隈邑。天武巻に、檜隈寺。万葉七八丁に、佐檜乃熊檜隈川之。十二ノ巻にも見ゆ。佐は真と云に同じ。さて此天皇を、欽明紀細注に、檜隈高田天皇と申せるは、是皇子の時の御名と聞ゆるは、本より檜隈に住居坐ましけり。

高田は、葛下郡の今の高田に、其は何処にもあれ。○廬入野宮。入字は、廬をば常に伊本とのみ伝ふ故に、理に當て添へたる字なり。書紀にも此字あれど、伊本理の意の名かとも思はるれど、然にはあらじ。阿波國風土記に、檜前伊冨利野乃宮。三代実録十二に、私撿古記、檜隈廬入野宮云々。此を印本には、古字を言に誤る。記より下五字を脱して、吉野宮とあり。今は古本を以て引る。世に吉野の蔵王権現と云神を、安閑天皇なりと云説のあるは、此三代実録本の誤に依る。又宣化を安閑と誤れるにも非ず。慶雲四年、威奈大村と云人の墓誌には、檜前五百野宮とあり。理を省きてこそ云しなるべし。又書紀敏達巻には、於檜隈宮御寓天皇とも有り。さて書紀に、元年春正月、遷都于檜隈廬入野、因為宮号也とあり。○橘之中比賣命、意冨祁天皇御段に見えたる是

いかゞ、書紀にも、彼巻に橘皇女とありて、此御巻に橘仲皇女とあり、橘は地名なり、大和國高市郡なり、今の橘村に、橘寺なども在り、橘寺、天武紀万葉十六などに見ゆ、万葉七に、橘之嶋とあるも、此か、○石比賣命、此御名、御姉妹共に同じく負賜へるは、石に由縁あるべしにや、或人云、書紀神代巻に、國稚地稚なるを、稚にて若と云意かと云れど、彼はいしてふ言おぼつかなき由、傳三に云るが如し、此皇女、欽明天皇の大后に坐り、諸陵式に、磯長原墓、石姫皇女、在河内國石川郡、敏達天皇陵内、守戸三烟、○註に訓石如石、とあるは、伊志と訓べき由なり、此は心得ぬ注しなれども、上巻に訓天如天とあるも例なり、石字は、常には伊志と訓めど、記中には伊波と云にのみ用ひて、伊志と訓処はをさをさ無きうへに、仁徳天

皇の大后石之比賣命が御名の伊波なるにも紛るゝが故に、此注はあるなり、かの訓天如天とある注も、アメノ、アマノとなすべし、能を添へば、アメ某と讀べきを云時の注なるを、此もかの石之比賣の能を添ふるに、紛はむことを思ひて、是も能を添ずして、直にイハヒメと訓べきことを示したるなり、かの天訓の例と全同じ、師も此の訓注の下に、石字を岩となして、イハと訓まつれど非なり、書紀にも凡て伊波に磐字を書つなるを、此記にはあらず、石とのみ書て、磐岩などの字を書ることは一つもなし、且若伊波と訓べきならば、云伊波と注すべき例なり、如某と注せる例なし、又記中に石を伊波と訓処はいと多きに、此に至て初て注あるべき由なし、上巻に訓石云伊波と云注あるを、此字の始めて出たる処なる故なり、其より下、此字皆伊波と云にのみ用ひたり、和引石なるも、イハと訓べき由なり、其処に云るがごとし、○小石比賣命、姉王の御名なる石を兼て、小石と申すなり、廣國と小廣國との御名の例のごとし、此皇女を、欽明天

皇の妃に坐ス。○倉之若江王。倉は、今大和國添上郡に倉庄村と云あり。其處なるべし。和名抄に、大和國廣瀬郡上倉郷、下倉郷。蘇我倉山田麻呂なども、此倉も同地なるべし。若江は、河内國若江郡か。地名の二ツ重なれるは、いかゞなれど、如くなるもあらむ。初に若江に居坐て、若江王と申せしが、後に倉と云処に坐しが如き故にて、初メよりの御名をつゞけて申せるなり。此王、此記にては男王なるを。次注に男三とあるを以て知ル。彼男三は三ノ字、真福寺本には二とあり。若男二ならば、女二の二ノ字を、三の誤りとせむか。はた男二と何れか二ぞ誤字なるべき。書紀にも皇女とあり。此事論あり。師木嶋宮段に云るべし。書紀に元年三月云々。詔曰、立前妃億計天皇女橘仲皇女為皇后。是生一男三女。長曰石姫皇女、次曰小石姫皇女、次曰倉稚綾姫皇女、次曰上殖葉皇子。亦名椀子云々。上殖葉皇子の御母も、此記と異なるか。○川内之若子比賣。川内を書紀には大河内とあれば、姓氏か。されど尸をもなく、父兄なども其名も見えざれば、なほ國名なるべし。河内國、古へを大河内とも云り。玉穗宮段に、阿倍之波延比賣なども、あれば類なり。若子此名義、これかれ所なり。○火穗王。書紀に火焔と書きたり。凡て本能冨と云は、即火之穗の意にて、即俗に火焔と云是なり。如何なる由縁にて此御名は負給ひけむ。詳ならず。さて三代実録廿二に、第二皇子とあり。攝津志に、河辺郡火闌神祠在東桑津村。或曰火焔王祠とあり。同郡火焔皇子墓在東桑津村。○恵波王。波清音なり。濁るべからず。御名義未考得ず。書紀に、上殖葉皇子。姓氏録にも、賀美恵波王とあり。若しは地名にて、上を下恵波に對する名にや。書

紀にも前庶妃大河内稚子媛生一男是曰火焔皇子とあり。了殖葉王は異御腹にて上に出たり。又崇峻巻に宅部皇子と云見えて細注に宅部皇子檜隈天皇之子上女王之父也未詳とあるは此御巻に見えし。

故火穗王者。志比陀君之祖。惠波王者。韋那君多治比君之祖也。

志比陀君地名なり。攝津國河辺郡に在。併し其由を次々に云む。今彼郡に椎堂村と云ある。椎田を訛れる名か。書紀にも火焔皇子是椎田君之先也とあり。此氏此より他に見えず。姓氏録にも載らず。姓氏録に攝津國皇別川原公為奈真人同祖火焔親王之後也天智天皇御世依居賜川原公姓と見ゆ。河辺郡に今も河原村あり。三代実録七に攝津國河辺郡人九世川原公清永云々。十一世為奈真人菅雄等五人之戸並蠲課役清永等宣化天皇皇子火焔之後云々。又卅八に免攝津國河辺郡人九世河原公福貞川原公福継有馬郡人川原公千被河辺郡人十世川原公夏吉川原公有利等五戸課役宣化天皇第二皇子火焔親王是川原公為奈真人等之祖云々。○韋那君和名抄に攝津國河辺郡為奈郷。續後紀十四にも河辺郡為奈野。三代実録二にも如此あり。此野哥多し。神名帳為那都比古神社は豊嶋郡に入れり。書紀に殖葉皇子是丹比公偉那公凡二姓之先也と見ゆ。氏人は孝徳巻に猪名公高見。天武巻に韋那公磐鍬

なれば見ゆ。書紀には凡て人名地名などの字を舊く書きなしたるを改易て、新に設けて書る例にて、此は彼と異にして紛らはしきこと多し。此姓をも猪名とも偉那とも韋那ともかゝれたるが如し。此を思出たるすに事の於り傳に驚かしおどろかれ。同巻十三年冬十月、猪名公賜姓曰真人。凡て真人、尸は天武天皇の御世に定められたる八色姓の中の第一にして、其時初めて此尸を賜へる十三氏、皆継躰天皇より以来の近き御世御世の皇胤なり。姓氏録に載たるも皆然り。其中に若沼毛二俣王の後なるは、継躰天皇の御族なればなるべし。姓氏録には為奈真人は、宣化天皇皇子火焔王之後也。また攝津國皇別為奈真人、宣化皇子火焔王之後也と見え、上にも引る三代実録卅八にも、火焔親王是川原公為奈真人等之祖也とあれば、此は此記書紀の傳也。御兄弟の間差へり。○多治比君は、三代実録十二に、丹墀真人貞峰等上表曰、云々宣和天皇皇子加美恵波皇子生十市王、十市王生多治比古王、此王生産之夕、忽多治比花飛浮湯沐釜、以斯冥感、名多治比古王、成長之後固執謙退、奏請求姓、因賜姓多治比公、便以名為姓、存其舊意云々とあり。此文のうち和字は化を後に誤れるなるべし。さて此多治比花の故事を、書紀に反正天皇の御事に記されたるを、傳への紛れて誤れるにこそ。傳卅五の六葉に云るが如し。氏人は、天武巻に丹比公麻呂見え、同巻十三年冬十月、丹比公賜姓曰真人。また同巻持統巻に、丹比真人嶋見えたり。持統巻四年に、此人右大臣也ならしぬ。續紀二に、大宝元年七月左大臣正二位多治比真人嶋薨云々。大臣宣化天皇之玄孫、多治比王之子也とあり。姓氏録に、

多治真人。宣化天皇ノ皇子賀美恵波王之後也。續後紀ニ。天長十年。改多治比真人氏。賜姓丹墀真人ニ〔とあり。此ノ姓も地名も字を畧きて。丹比とも。多治とも書なるを。此丹墀も。たゞ字を改めしまでのみにて。語は舊のまゝに多治比か。然るに此を改めて賜姓とあるは。語をもかへたるは改め賜へるにや。〕三代実録十二ニ。丹墀真人貞峯等上表曰云々。〔此ノ間の文上ニ引り。〕以名為姓。存其舊意云々。左大臣志摩真人ハ。是貞峯之高祖父也。天平六年遣唐使多治比真人廣成。入唐之日。改作丹墀。復命之後。猶用舊姓。傳来百年。無心変改。天長九年多治比真人貞成等奏請。改多治比三字。為丹墀兩字。云々豈偏賞入唐之新文。訛所生舊字乎。伏願以古多治字。換今丹墀姓。但縁頻文。請省比字。雖除一字。称謂不変。然則存先祖之感生。貽孫謀於不朽。拜表以聞。詔許之。○此天皇御年を記されず。〔安閑天皇よりして終るまで七御世。皆御年を記さゞるを。いかなる由にか。又此段には。此ノ例の細注もなきは。後ノ文の脱たるにこそあるにや。〕御陵をしも記されど書紀ニ。四年春二月乙酉朔甲午。天皇崩于檜隈廬入野宮。時年七十三。冬十一月庚戌朔丙寅。葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂上陵。以皇后橘皇女。及其孺子。合葬于是陵。〔皇后ノ崩年傳記ニ無載。孺子ハ者蓋未成人而薨歟。〕諸陵式ニ。身狹桃花鳥坂上陵。檜隈廬入野宮ニ御宇宣化天皇。在大和國高市郡。兆域東西二町。南北二町。守戸五烟とあり。身狹は書紀欽明ノ巻ニ。遣蘇我大臣

稲目宿祢等於倭國高市郡置韓人大身狹屯倉、天武巻
に、牟狹社、神名帳に、高市郡牟佐坐神社とあるぞ見ゆ、今世に三
瀬村と云処なり、三瀬は、即牟佐を訛れるにて、其名をもはら年
佐坐神社も、今三瀬と境原天神とて云社なりとぞ云
り、古は此御陵のあたりまで、傍も身狹の内なりけむ。桃花鳥坂は、書紀神武巻に、
築坂邑とある処なり、垂仁巻に、葬倭彦命于身狹桃花
鳥坂とあり、大和志に、身狹桃花鳥坂上陵在高市郡
鳥屋村、西南東有小陵、俗呼倶知山、以皇后橘皇女及其
孺子合葬于此、周廻有池、廣三百三十畝、域外有小冢五
とぞ云る、前皇廟陵記に云く、或云鳥屋村とぞ云る、或人云ク、
鳥屋村にあり、御陵は廻りを池にて、中に御陵
ありて、西の方に御陵の上への道一筋ありとぞ云る、今思
ふに、綏靖天皇の御陵の桃花鳥田丘と、田とぞ云、坂とぞ云は、

其地の状を以て分て名にて、此桃花鳥坂と同地な
るにか、傳廿一の廿五葉考合せ見べし、桃花鳥田丘陵、桃
花鳥坂陵、又彼倭彦命の御墓なども、彼此とあるは、よく
せずば紛ひぬべし、さていまだ、此のあたりを行て見たる
人、いかにぞとも
云がたし、なほ
よく尋ね考ふべ
きことなり。

天國押波流岐廣庭天皇。坐師木嶋宮巻

木嶋大宮。治天下也。天皇。娶檜坰天皇之御子石比賣命。生御子。八田王。次沼名倉太玉敷命。次笠縫王。三柱又娶其弟小石比賣命。生御子上王。一柱又娶春日之日爪臣之女糠子郎女。生御子。春日山田郎女。次麻呂古王。次宗賀之倉王。三柱又娶宗賀之稲目宿禰大臣之女岐多斯比賣。生御子。橘之豊日命。次妹石

坰王。次足取王。次豐御氣炊屋
比賣命。次亦麻呂古王。次大宅
王。次伊美賀古王。次山代王。次
妹大伴王。次櫻井之玄王。次麻
奴王。次橋本之若子王。次泥杼

王。十三柱又娶岐多志比賣命之
姨小兄比賣。生御子。馬木王。次
葛城王。次間人穴太部王。次三
枝部穴太部王。亦名須賣伊呂
杼。次長谷部若雀命。五柱。凡此天

皇之御子等。幷廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者。治天下。次橘之豊日命。治天下。次豊御氣炊屋比賣命。治天下。次長谷部之若雀命。治天下也。幷四王治天下也。

真福寺本には、例の如く此ノ首に弟が有り。○廣庭ノ天皇。九ノ御段の初メに其ノ大御名を挙ゲたれば、例何れも其ノ命なれを如此天皇が挙たれば例え、中巻に景行天皇。成務天皇。仲哀天皇。此ノ巻に崇峻天皇などのみなりはて此ノ天皇。後の漢様ノ御謚。欽明天皇と申す。○師木嶋大宮。師木を上に出ツ。傳廿三の二葉。嶋とは凡てそが周廻に界限有て、一區なる域を云名にて、海中にのみかぎらず。秋津嶋など云も、本孝安天皇の都の名にて、大和の内の地ノ名。應神天皇の都

も軽なるを、軽嶋明宮など云類なり。此事なほ委くは國号考に秋津嶋ノ條、師木嶋ノ條に云り。凡て此をも、彼秋津嶋宮、軽嶋宮なども、例の如く、師木は地名なるを、師木嶋とも云なり。書紀敏達巻に、此天皇を、即磯城嶋天皇と見え、孝徳巻にも、磯城嶋宮御宇天皇とあり。凡て天皇の宮をも、大宮と申すは常なれども、御世々々の段の首にも、皆坐其宮とこそ云るを、其大宮と記せる例は記中に無し。いかゞ。続紀十二に、昔者軽、堺原、大宮御宇天皇云々なども云るもあり。但是もまた殊に大く見ゆる御世にて、此宮号も後世まで傳り、大倭の大号にもなれる程なれば、殊に大宮とも

標なるによりて、書紀には、元年秋七月、遷都倭國磯城郡磯城嶋、仍号為磯城嶋金刺宮とあり。大和志に、此宮を在城上郡金屋村、西南初瀬川南と云り。◯檜垣、天皇。垣ノ字、舊印本又一本なるは限なるを、此記の例に違へり。今は真福寺本延佳本に依れり。下なる石垣の垣と同じ。◯八田王。和名抄に大和國添下郡矢田郷。神名式に、矢田ニ坐ス云々神社もあり。万葉十に、八田乃野とよめるも此地なり。此地名なり。書紀には、箭田珠勝大兄皇子とあり。此勝をかちと訓るか、又麻佐と訓るか。勝を然訓ること、傳廿三ノ卅六葉に云るが如し。御世十三年夏四月薨とあり。◯沼名倉太玉敷命。書紀に第二子とあり。御名義、沼名は事は中巻神沼河耳命は下に云り。傳廿の卅六葉称名なる由は詳ならねど、沼名

なる申せる御名の例なれども、水垣ノ宮ノ段、沼名木之入比賣命の下に云るを見よ。傳廿三の六葉 倉は谷の意か。谷を久良と云こと也。上巻闇淤加美ノ神の下、傳五の七十七葉に云るが如し。沼名は河なり。又天武天皇の大御名淳名原なるも申すを思ふべし。河なるも原なり。谷なるを云べきをも思ふべし。か。又書紀神功ノ巻に、住吉ノ大神の鎮り坐む地を、大津ノ淳名倉之長峡なると云る倉も、谷を云か。かく思ふは、淳名倉と云るも称名なるべし。なるを傳へし由は詳ならず。太玉敷は、御称名なり。太御兄王の王 勝なり。並びあるは御名なるを傳へし。○笠縫王。書紀崇神ノ巻に、笠縫邑、此を十市郡に ありと云るは、此ノ地名か。忍坂彦人太子の御子に 也。憶なるべし。も同じ御名あり。書紀に元年春正月云々、立正妃武小廣

國押盾天皇女石姫為皇后。是生二男一女。長曰箭田珠勝大兄皇子。仲曰譯語田渟中倉太珠敷尊。少曰笠縫皇女。更名狹田毛皇女。○上王。延佳本に石上王と作るは、書紀に依て私に石字を補へるなるべし。諸本共に石字は無し。和名抄に、大和國に、葛下郡、宇智郡、吉野郡、城下郡、高市郡などに、賀美ノ郷あり。是らの中の地名なるべし。姓氏録に、上村主と云姓も、是らの地名なるべし。書紀崇峻ノ巻に、上女王と云もあり。さて書紀に、二年春三月、納五妃、元妃皇后弟曰稚綾姫皇女。是生石上皇子。とあるは、傳の紛れなるを傳へし。稚綾姫は、此記に倉之若江王なるが、其は男王に坐すなり。檜坰宮ノ段に云るが如し。然るに皇女なりとせるは、小石姫命を誤れるなり。又石上皇子も、此記に上ノ王とあるぞ正しかる

べき。〇春日之日爪臣之女糠子郎女生御子春日山田郎女は。既に廣高宮段に見えて。上ハ春日を彼段には丸迩とあれど。丸迩とも春日ハ内にてある。山田ノ郎女は。彼ノ天皇（仁賢）の御子なるに。又同じことなり。此に如此云るは傳の誤なり。春日ノ山田ノ郎女は。安閑天皇の大后に坐ス。仁賢天皇ハ御子なること明らかなりけるを。案に此ハ欽明ノ御段ハ方を誤れると定むべし。〇麻呂古王。諸本に古ノ字なし。書紀にも麻呂ノ皇子とあり。然れども今は真福寺本に古ノ字あるに依れり。其故は下に云むが如し。此ノ王と下なる麻呂古ノ王は。紛ひて重なれるにて。誤れるなり。書紀にも。次ニ春日日抓臣ノ女曰ニ糠子一。生ニ春日ノ山田ノ皇女一。與ニ橘ノ麻呂ノ皇子一とあるは是を傳への紛れたることなり。此ノ記なと同じ。〇宗賀之倉王。諸本に王ノ字を脱せり。今は真福寺本延佳本に依れり。宗賀を倉も地名にて上に出ける此ノ王を小石比賣命ハ御腹なるが。如此紛れて記されたるなるべし。書紀に次ニ有ニ皇后ノ弟一曰ニ日影ノ皇女一。是生ニ倉ノ皇子ヲ一とあるを。実は御母を小石比賣命なるを誤りて別に二柱としたるは傳へにて。日影ノ皇女と申すは即チ小石比賣命ハ亦ノ御名にぞありけむ。宣化天皇ノ御巻には。日影ノ皇女と申す御子は無かりけるなり。故（分注に。此ニ曰ニ皇后ノ弟ト云々とて。是を不審れり。然るに帝王編年紀に。宣化天皇ノ皇女に。倉ノ稚綾姫ノ皇女ハ同母妹に。山下ノ日影ノ皇女あるを。書紀ノ此ノ巻に依て加へたるものなるべし。）かくまぎれたる。此ノ三王は。山田ノ郎女。麻呂古ノ王。倉ノ王。此ノ記と書紀と共に皆紛れたるにて。山田ノ郎女は麻呂古ノ王なるを重複れるは誤り。倉ノ王は御母を誤れる

そのなり。○宗賀之稲目宿禰大臣。宗賀は姓にて上に出。傳廿二の二十五葉 稲目宿禰も姓氏録（田中朝臣。又岸田朝臣条）に。武内宿禰五世孫稲目宿禰と見え。又（櫻井朝臣。又箭口朝臣条）蘇我石川宿禰四世孫。稲目宿禰大臣なども見え。（石川宿禰は武内大臣の子なり）公卿補任に。蘇我稲目宿禰。満知宿禰之曾孫。韓子之孫。高麗之子也とも見えたり。（満智宿禰。履中紀に見ゆ。石川宿禰の子なるべし。韓子宿禰は雄略紀に見ゆ。）書紀宣化巻。元年二月以蘇我稲目宿禰為大臣。此御巻に。三十一年三月蘇我大臣稲目宿禰薨。（二代要記に年六十五とあり。又駿河國風土記に。益頭郡烏羽陵は天國排開廣庭天皇三十七年庚寅二月蘇我稲目薨逝以夢之兆。藏骸於茲。其骸似烏羽色。故号之とあるも。冨士郡懸畑神社。所祭蘇我稲目也なども見えたり。此風土記は。今京

にありてなりけり。○岐多斯比賣。此名書紀に堅塩と書て。訓注に。此云岐拖志とあるを和名抄に。崔禹錫食經云。石塩一名白塩。又有黒塩。今按俗呼黒塩為堅塩。日本紀私記云。堅塩木多師是也など見え。大膳式に堅塩一千五百顆なるなど有り。今世に焼塩と云物なり。此物に由ありて。名に負坐けるなるべし。神名式に。大和國城下郡岐多志太神社など云もあり。書紀推古巻に。廿年二月。改葬皇大夫人堅塩媛於檜隈大陵云々。○橘之豊日命。書紀に第四子とある。橘は地名にて。上に云り。豊日は御称名なるべし。（三代実録七に。大和國豊日神と云見ゆ。大和志に。此社は山辺郡豊井村にありと云り。）孝徳天皇をも。天萬豊日尊と申せり。○石坰

王。地名なるべし。其地未考得ず。◯足取王。此御名。書紀に膽子鳥、〔本に子字脱たり〕此によりて鳥名なり。和名抄に、辨色立成云、鵤鶺鳥阿止里、一云胡鶺、楊氏漢語抄云、獦子鳥、和名上同、云々、或説云、此鳥群飛如列卒之満山林、故名、獦子鳥也。此なるは是なり。〔天武紀に。臘子鳥蔽天自西南飛東北。とあり。万葉廿に。久尓米具留阿等利加麻氣利由伎米具利、云々。かまとりを。かまびすしきなり。〕此鳥に由ありて。負坐る御名なるべし。◯豊御氣炊屋比賣命。此御名は。如何なる由にて負坐ける。かの厩戸皇子の御名の由の類にや有けむ。〔書紀彼御巻に。幼曰額田部皇女とあり。〕◯次亦。こゝも上にも麻呂古王とある故に。又此にも云なるべし。〔此亦と云る辞を以てこそ。〕

〔上なる麻呂古王の古字無きは。わろきことなるを知べし。〕◯麻呂古王。継躰天皇の御子にも同御名あり。此御名の事。彼御段に云り。〔傳此巻の十一葉〕◯大宅王。地名にて上に出。〔傳卅一の二十六葉〕又御乳母の姓にてもありけむ。〔其事は天武紀にも同名あり。次に云〕◯伊美賀古王。御名義詳ならず。書紀には石上部皇子とあり。◯山代王。御乳母の姓か。はた地名か。〔山代國に山代と云地もありけむこそ。〕〔傳卅六の十五葉に云り。〕天武紀に。山背姫王と云もあり。◯大伴王。此は御乳母の姓と聞ゆ。〔淳和天皇の大御名の大伴も然なり。桓武天皇の御子たちの御名。男王女王共に。皆御乳母の姓なり。〕凡て皇子皇女の御名に。其御乳母の姓を取る事。傳廿巻〔七葉〕に委く云り考合すべし。但上

於御代々にも其例は御名見えず。慥に其と聞ゆる
もの、此御世。欽明は御子なるよりも見えざれ。次々に云が如
し。但し此ことより先にも、近き御世にも既に有りやしけむ。細にはも分別がたければ、地名なるか云なる御名は中に、御乳母の姓なるもあらむ。継躰天皇の御子の内に、出雲郎女、神前郎女、茨田郎女、小野郎女なるも、宣化天皇の御子若江王なるも、其ならむをも知りがたし。諸陵式に、押坂内墓。大伴皇女。在
大和國城上郡押坂陵域内。無守戸。○櫻井之玄王。玄は
弦字の偏を省きて書るなり。凡て古は字の偏を省きて書る例多きこと、上に云り。
持統紀にも、正月上玄とあるを由美波理と訓べし。又由波理なども訓べし。
し。和名抄に、劉熙釋名云、弦月半之名也、其形一旁曲、一旁直、若張弓弦也、和名由
美八利。有上弦下弦などあり。天武紀に、紀朝臣弓張と云

人を見ゆれば、此御名は月の上下弦のなどに生坐る
由なるべし。負給へるにや。櫻井は地名か。傳二十八葉の御
乳母の姓か。敏達天皇の御子にも同御名あり。書紀に
も、此は王の御名は無く櫻井皇子とあり。故思ふに、此も書紀の方
正しくて、此記も、彼敏達天皇の御子の御名より紛ひしにや。是もも玄なりは傳寫の誤なるべし。同名の事によりて
櫻井を玄も連ねて、共に同御名を伝へたるなり。○麻奴王。奴字真福寺本に怒と作り、延佳本には怒を写し誤れるなり。凡て記中に、野の仮字には奴を書き、怒をも書る例なれば、怒字ぞ宜しかるべき。
此奴は野の意なり。此も地名か。御乳母の姓か。姓氏録に真野臣、
聞えたり。野造など、此王の書紀には肩野皇女とあり。河内國交野郡なり。姓氏録
も見えたり。又思ふに、肩字は間字の誤にて、野間連見えたり。
の落なるか。此記も同じことなるを非ざるか。○橘本之若

子王。橘は地ノ名かと思へど、本に云るは心得ず。若くは橘ノ樹の下にて生坐るゆゑなる由縁あるか。○泥杼王、此ノ御名不審し。書紀にも舎人皇女とあるに依らば、杼泥を下上に写誤れるものか。されど杼は濁音の假字なれば、いかゞあらむ。〔遠飛鳥ノ宮ノ段ノ哥にも、必清音なるべき處に、誤りて杼を書る例も一ツあるなり。〕さて此は御乳母の姓なるべし。天武紀に舎人ノ連糠虫と云人見え、姓氏録にも舎人氏見ゆ。されば書紀推古ノ巻に云く、當麻ノ皇子到播磨時、従妻舎人ノ姫王薨於赤石、仍葬于赤石ノ檜笠ノ岡ノ上とあるは、此ノ王か、別なるか。書紀に、次蘇我ノ大臣稲目ノ宿祢ノ女曰堅塩媛、生七男六女、其

一曰大兄ノ皇子、是為橘ノ豊日ノ尊、其二曰磐隈ノ皇女、〔更名夢皇女〕初侍祀於伊勢ノ大神、後坐姧皇子茨城ニ解、其三曰臘子ノ鳥皇子、其四曰豊御食炊屋姫ノ尊、其五曰椀子ノ皇子、其六曰大宅ノ皇女、其七曰石上部ノ皇子、其八曰山背ノ皇子、其九曰大伴ノ皇女、其十曰櫻井ノ皇子、其十一曰肩野ノ皇女、其十二曰橘本ノ稚皇子、其十三曰舎人ノ皇女。〔稚の下に子ノ字脱たるならむ。〕抑此ノ記には、男王女王共に同く某ノ王と記して、〔古き即チ當昔の称呼なるらし。なり。〕差別なし。書紀に依て男女を分別奉られし。○姨は稲目ノ大臣の妹なり。〔但し小兄比賣といひ、書紀にも小姉君とあるは、名に依らば大臣の姉にそあらめ。きこゆ。〕書紀に堅塩媛ノ同母弟とあるは、傳への異なるな

書紀には就て。此れ姨ノ字は。妹を誤れるか。なほ云傳を
至。且つゝも。凡て古へは姉に對へて。妹を弟とも云る例に
て。妹なりと云ふことあれし。○小兄比賣は。兄比賣弟比賣なりと云名の
例多き。其兄比賣に小を添たる名なり。此ノ姉に大兄比賣は見えず。
其は然なるを云傳へし。師の書紀に小姉は訓に依て此記
をも衣那泥と訓れたれど。那泥を兄と書むこと。此
れは書に非ず。又書紀の小姉をも。此ノ字○馬木王。
に依て。同く衣延と訓べくこそおぼゆれ。
書紀に茨城皇子とあり。宇婆良は良を省きて。宇麻
紀にも云し如く傳へし。婆と麻と通ふは常なる中に。万葉廿に茨を。卽チ宇萬良とよめる
至。此も御乳母の姓なるべし。姓氏録に。茨木造二氏見
ゆ。○葛城王。姓氏録に。葛城朝臣。葛木忌寸。葛木直なども
見ゆ。敏達天皇の御子にも同御名あり。又天智天皇も。

初に葛城皇子と申せり。其外も同名あり。○間人穴太
部王。太ノ字。真福寺本に大と作り。何れにても可なり。間人は波志毘登と訓べ
し。此は續紀に音便なり。訓は。後ノ間は借字にて。物の間を波志と云こと例多し
土師人なりしなり。土師は波爾志なるを。爾を省きて
云を。此ノ御名に。間ノ字を借て書るは。志を濁りて。波自と常に
も云るなり。なほ土師の事は傳廿五ノ六十七葉に委く
云り。かくて此ノ御名なる間人は。御乳母の姓なり。姓氏録に
間人宿禰。間人造など見ゆ。丹後國竹野郡に。間人ノ郷も
あり。穴太部なる事は次に云べし。此ノ御名。書紀用明ノ巻。推
古ノ巻に。穴穗部間人皇女とあり。舒明天皇の御子にも。間人ノ皇女と申すも
あり。此は用明天皇の大后に坐て。諸陵式には。龍田清

水墓。間人ノ女王。在大和國平群郡。兆域東西三町。南北三
町。墓戸二烟。天智天皇六年に小市岡上陵に合葬とあり。間人皇女は舒明天皇の御子にて。別な
る。混ふべからず。○三枝部穴太部王。三枝部は御乳母の姓な
り。此姓上に出。傳七の七十九葉 穴太部は。姉王の御名。此王の
御名に同く負坐るに就て不審きを。左右に考るにな
ほ二柱の御名同地名にて。大和國にありて。大かた此御世のこ
ろに至りては。御子たちは。皆京近き大和國の内に住居給ひしもおほかりけるなり。御兄弟共に
其地に住居坐しゆゑにて。共に穴太部王とこそ申せるなれ
るべし。但大和に此地名も物に見あたらず。今も聞え
ず。吉野の奥に穴太と云はあれど。必其処には非じ。古に有しなるべし。此地名は穴太部な

る人等の住有しより負るなり。穴太部の事は。傳廿四
の廿一葉。沙本の下に云り。沙本穴太部など云は。
沙本に居る穴太部なり。若くは安康天皇の穴穂宮の地を。穴太部
などとも云るか。河内なる日下をも。日下部など云る例なり。何にまれ。此御名
も地名ならむと所思ゆ。若くは二柱の御名共に御乳
母二人の姓を重ねたる御名
か。穴穂部造など云姓も。天武紀などに見えたれども思
ふに。若二人の姓を負給はむには。三枝部王などゝ。穴太
部王などは申すことは。あるべきまじ。二ッの姓を一ッに負
給はむことは。あるべくもおぼえず。さる例も見えず。殊
に此は二柱共に負賜へる處。御乳母の姓なるを云がごと
し。又二柱の御名共に。複姓か。なども思へど。御兄弟の御
乳母の。共に複姓にて。共に穴太部氏なりけむこと。ある
べくもおぼえず。されば此御名も。地名ならむより外
は考へ得ず。後ノ人なほよく考へてよ。さて此ノ王。書紀には埿部穴穂部皇
子など。かれ傳への異なるなるべし。此は此ノ記の方正しかるべし。其故は。御兄弟全く同じ

御名にこそ。あなかしこ、とぶらば、まさしくなり。殊に泥部を
も、御乳母の姓、なりし事、更なり。さて泥部は波志毘登と
いふを、本にハセツカベと訓て、傍に文部など書るもいみ
じき非なり。文部などは大く異なるをや。天武紀などに
見えたる姓は、敏達紀用明紀に、みな穴穂部皇子などあ
泥部と同じ。
るも此ノ王なり。崇峻ノ巻に、蘇我ノ馬子に殺されたまへり。○
須賣伊呂杼。日代ノ宮ノ段に、須賣伊呂大中ッ日子ノ王など云る
も、浮穴ノ宮ノ段に、蝿伊呂泥、蝿伊呂杼など云るあり。御名ノ義は、彼
等の如くに云るが如し。傳廿六の十二葉。傳廿一の十四葉。○長谷部ノ若雀
命。雀ノ字、舊印本に鷦鷯など作るは、後ノ人のしわざなるべし。大雀ノ命ノ御段に云るが如し。長谷部を
御乳母の姓なり。長谷部ノ君、上に見ゆ。傳二十二。又姓氏録に
長谷部ノ造をあげたり。若雀は、武烈天皇の大御名小長谷ノ若雀ノ命など

なまり同じかるならば、彼ノ御名などの紛れて誤り傳へたる
にやあらむ。書紀にもさることなく、泊瀬部ノ皇子などあるぞ正し
かるべき。彼ノ御巻にも、泊瀬部ノ天皇などありて。凡て若雀など申し御名は見えず。さて此ノ御
子、書紀に第十二ノ子などあるは。○廿五王。記中如此御子多
ち多き御段には、此ノ下に細書に、男王幾柱、女王幾柱など、
男女を別て、各其ノ數をも挙たる例なるに、此には其注
なし。此は男王十六柱、女王九柱なり。○次ニ長谷部之云
云。此ノ御子の治ニ天ノ下ニは、炊屋比賣ノ命より先なれども、此は
さて上より挙たる次第に依て、次に挙たるなり。真福寺本には、此ノ下
の天ノ下は、下にも也ノ字あり。上の三柱の治天下の下には
なし。其ノ字無きなれども、此は終に落たるならむ。○

并四柱と云々、凡そ御世々々の間に、同御子たちの中に、四柱天下を治せる例もなし、此天皇と、近き御代の後水尾天皇の御子たちの内、明正天皇、後光明天皇、後西院天皇、霊元天皇、四柱と、のみぞ坐せる、いとめづらかなる御事なりける故に、殊にかく書せるなるべし、○此天皇御年を記さず、御陵をしも記さず、例の細注も無し、書紀に三十二年夏四月戊寅朔壬辰、天皇寝疾不豫云々、是月天皇遂崩于内寝、時年若干とあり、或書に御年六十二と云り、○御陵も、書紀に三十二年云々、五月殯于河内古市、九月葬于檜隈坂合陵、推古巻に、廿八年冬十月、以砂礫葺檜隈陵上、則域外積土成山、仍毎氏科之、建大柱於土山上、時倭漢坂上直樹柱勝之大高、故時人号之曰大柱直也、諸陵式に、檜隈坂合陵、磯城嶋金刺宮御宇欽明天皇、在大和國高市郡、兆域東西四町、南北四町、陵戸五烟とあり、此御陵、大和志に、在高市郡平田村、俗呼梅山、傍有翁仲二軀、荒木田久老云、此御陵は、岡より平田村までゆく間、道より北の方なり、陵の上をことごとく礫にておほへり、其御山の中ほどに、石人四ツ立てり、一ツは男形にて、袴をかゝげて陽処を露せり、一ツは女形にて、左右の手して左右の乳を隠し、是も陰処をあらはせり、此二ツ共に頭にあやしく、えならぬけなる物を蒙れり、さて又一ツは法師に似たる形、一ツは猿に似たり、四ツ皆高さ四尺ばかりなり、あやしき物なり、如何なる由の物にか知がたけれど、若は鈿女命のわざをぎに倣へる形にて、御陵の御魂を招奉る意なるにやあらむといへり、

他田宮巻

沼名倉太玉敷命。坐他田宮。治天下壹拾肆歳也。此天皇娶庶妹豐御食炊屋比賣命。生御子。静貝王。亦名貝鮹王。次竹田王。

亦名小貝王。次小治田王。次葛城王。次宇毛理王。次小張王。次多米王。次櫻井玄王。八柱。又娶伊勢大鹿首之女小熊子郎女。生御子。布斗比賣命。次寶王。亦名

糠代比賣王。二柱 又娶息長眞手王之女比呂比賣命生御子忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。三柱 又娶春日中若子之女老女子郎女。生御子難波王。次桑田王。次春日王。次大俣王。四柱

眞福寺本には。此ノ首に例の如く御子等字あり。○此ノ天皇。後に漢樣に御諡敏達天皇と申す。○他田宮。他ノ字舊印本に池と書るは誤れり。他は袁佐と訓。書紀に譯語と書る意なるを。推古紀に通事とあるをも同じ。又欽明紀姓氏錄和名抄ノ筑前ノ郷ノ名などに。曰佐とあるは假字なり。但し此を韓國より書は字なるは傳しゝて。此ノ曰ノ字を日と作るは。寫し誤なるべし。はて袁佐と云は。或人韓語なりと云り。然もあるべし。又他と書は。此も韓國より來れることか。將皇國にて此事にて。隈を前、股を俣と書類にや。其意知がたし。他國れ

語を通はし由かとも思ふべし。然にはあらじ。和名抄。駿河國有度郡郷名にも。他田と云ありて。乎佐多とあり。さて此宮は。神名帳大和國城上郡に。他田坐天照御魂神社。とあり。持統紀に。賜皇子大津於譯語田舎。此地なり。大和志に。此大宮を同郡太田村に在りと云り。右の神社をも同村に在りと云へり。こは他田と大田と。唱への似たるを以ての推當には非るか。外によりどころあるにや。おぼつかなし。或説には。同郡の戒重と云処なるべきよし云り。さて靈異記及神明鏡には。磐余譯語田宮とあるは。帝王編年記には。十市郡とあり。かの大田村も。十市郡の堺に遠からず。戒重は今少し彼ノ郡ノ堺に近し。磐余は十市郡なり。古へは此他田のあたりまで傳石村と云て。十市郡に属なりし時もありしにこそ。

書紀に。元年夏四月壬申朔甲戌。皇太子即天皇位。是月宮于百濟大井。四年云々。是歳命卜者占海部王家地與絲井王家地。卜便襲吉。遂營宮於譯語田。是謂幸玉宮。○壹拾肆歳。真福寺本には十四歳とあるは。書ける前後の例に違へり。此年数書紀と同じ。○庶妹は。麻々伊毛と訓べき由。上に云り。傳廿九の四十三葉○静貝王。貝ノ字。舊印本又一本などには見と作。真福寺本には具と作り。皆誤なり。今は延佳本に依れり。次なるは竹田ノ王の亦ノ名の貝ノ字を同じ。御名義未思得ず。此小貝と並びなる御名か。若然らば。貝は借字にて。異意なるべし。又云。貝は亦ノ名の貝鮹に因るなるべし。静を賛ふる御名か。万葉十一に。新室踏静子がとあるを。踏る傳を序ふて。静子は賛ふる称と思はる。○貝鮹王。鮹ノ字。鮹と作る本は誤なり。今は真福寺本延佳本に依れり。和名抄に。日本紀私紀に云。貝鮹は

加比太古なり。此物貝内にあるは小き鮹にて、両手両脚を其殻の外に出して、海をおよぎ行く物なりとぞ云り。主計式に貝鮹六斤なども見ゆ。此物に由縁ありて、負賜へる御名なるべし。○竹田王。御名御乳母の姓か。姓氏録に竹田臣、竹田連などあり。又地名か。十市郡に竹田神社式に見え、竹田原、竹田荘なども万葉に見ゆ。書紀推古巻に、卅六年天皇崩云々。遺詔曰、比年五穀不登、百姓太飢、其為朕興陵以勿厚葬、便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰葬竹田皇子之陵。扶桑略紀に竹田皇子陵河内国石川郡磯長山田なりとあり。○小貝王。御名義未考得ず。書紀雄略巻に、小鹿火宿祢と云人も見ゆ。○小治田王。御乳母の姓か。姓氏録に小治田朝臣、小治田宿祢、小治田連などあり。又地名か。下に出づ。○葛城王。上に同じ。御名あり。書紀には此王なし。○宇毛理王。此姓は未見當らず。○稀。御乳母の姓なるべし。（式に阿波国勝浦郡宇母理比古神社あり。）○小張王。小字書紀に尾と作り。御乳母の姓なり。此姓上に出づ。○多米王。御乳母の姓なり。姓氏録に多米連、多米宿祢など見ゆ。はた用明天皇の御子にも同御名あり。○櫻井玄王。欽明天皇の御子にも同御名あり。御名義彼処に云るが如し。彼は書紀の如く、櫻井王なるべけむを、此の御名より紛ひて、彼王をも玄王とぞ伝へたるなるべし。書紀に冬十一月皇后廣姫薨。五年

春三月。立豊御食炊屋姫尊為皇后。是生二男五女。其一曰菟道貝鮹皇女。更名菟道磯津貝皇女。是嫁於東宮聖德。其二曰竹田皇子。其三曰小墾田皇女。是嫁於彦人大兄皇子。其四曰鸕鷀守皇女。更名輕守皇女。其五曰尾張皇子。其六曰田眼皇女。是嫁於息長足日廣額天皇。其七曰櫻井弓張皇女。

○伊勢大鹿首は、神名帳に、伊勢國河曲郡大鹿三宅神社あり、此地より出たる姓なり。續紀十七詔に、伊勢大鹿首云々。又廿三卅四に大鹿臣子虫と云人見えたるは、同姓か異姓か、姓氏録に、未定雑姓大鹿首、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也。大神宮雑事記に、治暦三年此処小河曲神戸預大鹿武則云々、東鑑に、伊勢國に大鹿俊光大鹿兼重大鹿國忠なども云人見え

留王。○小熊子郎女、名ノ義未考ず。書紀には父ノ名小熊にて、此ノ女の名は菟名子夫人。夫人ノ字は例の漢文ばかりに造りて書きたるなるべし。とあるを、久麻と宇那と唱へ似たるから、何方にか誤れる紛れたるなるべし。○布斗比賣命、布斗ノ稱名なり。命は多紀ある。らし。○寶王、御名ノ義、又同御名なるが上に云り。傳廿九の四十八葉。○糠代比賣王、舊印本又一本又一本などに王ノ字无し。今は真福寺本延佳本に依れり。奴加と云ことは、男女の名に多くあるは、如何なる義にかあらむ、未思得ず。糠は借字なり。書紀には、次ニ采女伊勢大鹿首小熊ガ女曰菟名子夫人、生太姫皇女、更名櫻井皇女、與糠手姫皇女、更名田村皇女。○息長真手王、諸本に真ノ字なし。今は延佳本に依れり。此ノ事上に云り。上に出ツ

此巻の八葉 ○比呂比賣命。称名なるべし。書紀に四年春正月云々。同年冬十一月。皇后廣姫薨。諸陵式に。息長墓。舒明天皇之祖母名曰廣姫。在近江國坂田郡。兆域東西一町。南北一町。守戸三烟 ○忍坂日子人太子。太子は美古能美許登と訓べきこと。上に云るが如し。傳廿九の十八葉 忍坂とは居坐る地なるべし。此地上に出。傳十九の二十九葉 日子人の称名にて。景行天皇の御子にも。日子人大兄王と申し坐り。此ノ御名も書紀には彦人ノ大兄皇子とあり。御名義彼此に云り。傳廿六の十一葉 書紀孝徳巻に。皇祖大兄 謂彦人大兄也 とあり。彼天皇の大御祖父王に坐す。故此王。太子に立坐る事は。書紀に見えざなり。

まれ称も。故或説に此の太子の字を大兄の誤かと云るも。中々にまどし。用明巻にも太子彦人皇子とあるを。舒明天皇の大御父王に坐ませば。彼御世にや追尊て太子とは申し奉り給ひけむ。諸陵式に。成相墓。押坂彦人大兄皇子。在大和國廣瀨郡。兆域東西十五町。南北廿町。守戸五烟。かくことに兆域の廣きは。いかなる故にか。地形によりてなるにや。大和志に。在平尾村。称王子冢。隣起相村。墓畔小冢六。姓氏録未定雑姓に。御原真人。淳中倉太珠敷天皇皇子彦人大兄王之後也。○亦名 諸本。亦字を脱せり。今は真福寺本延佳本に依れり。○坂騰王。東大寺なる古文書の中に。大和國添上郡酒登莊と云見えたり。此地名なるべし。○宇遲王。遲ノ字諸本に庭に誤れり。今は一本に依れり。御乳母なる

姓なるべし。姓氏録に宇治宿祢[文宇遅部を]あり。書紀に七年春三月、以菟道皇女侍伊勢祠、即姧池辺皇子、事顕而解。◯三柱[此二字諸本に無し。今は一本に依れり。]書紀に、四年春正月立息長真手王女廣姫為皇后、是生一男二女、其一曰押坂彦人大兄皇子[更名麻呂古皇子]其二曰逆登皇女、其三曰菟道磯津貝皇女とあるを、此磯津貝と申れ御名を傳へ紛れたる誤なるべし。其故は、[上に菟道貝鮹皇女、更名菟道磯津貝皇女とあるを、御兄弟の中に、かく全く同じ御名は、あるべくもあらざるなり。上なるは、此記も同じければ、誤に非ず。此の御名は、此記に宇遅王と見え、書紀にも七年の処にも、同じ菟道皇女とあれば、磯津貝は、彼上なるが紛れて誤れるなり。共に菟道と申せるからなり。]◯春日中若子。此春日は地名と聞えたるに、

書紀には春日臣とあれども、なほ姓か。中若子は、書紀に仲君とあり。若字は君を誤れるか。なほ何まれにてあれ穏にも聞えぬ名なり。[書紀には、和加には稚字をのみ用ひあれば、彼君字は、若の誤にも非じ。但君の下に子字脱たるの、仲君と云名はいかがに聞ゆ。吉弥侯部と云姓もあれば、君子と云名もあるべし。續紀廿に、改君子部姓為吉美侯部とあり。姓氏録に、吉弥侯部あるを、今本に侯を隻に誤れり。]◯老女子、郎女。老女は意美那と訓べきこと、上に云るが如し。[傳九十八葉]の續紀十三に、紀朝臣意美那、家原音那なども云人名も見ゆ。[書紀に、此の名を老女君夫人とある君、字類聚國史には子と作れる。君字は子を誤れるなるべし。此に因て見れば、父、名は君、字は子を誤れるにもあるべし。仲子と云名例あり。又藥君は君と、子は誤か。又此記には郎女とあるを、夫人と書るは、例の漢文ぶりなり。]◯難波王。御

乳母なる姓なり。姓氏録に、難波忌寸、難波、難波連などあり。此王の崇峻紀にも見ゆ。さて姓氏録に、路真人、守山真人、甘南備真人、飛多真人、英多真人、大宅真人、成相真人なども、此王の後と見えたり。又橘朝臣も、此王の後なり。姓氏録に、橘朝臣ハ、甘南備真人同祖、敏達天皇難波皇子、男贈従二位栗隈王、男治部卿従四位下美努王、美努王娶従四位下県犬養宿祢東人女、正一位県犬養橘宿祢三千代、太夫人、生左大臣諸兄、中宮大夫佐為宿祢、贈従二位牟漏女王、云々、和銅元年十一月己卯、大嘗會、廿五日癸未、曲宴、賜橘宿祢姓於太夫人、天平八年十二月丙子、詔、参議従三位行左大弁葛城王、賜橘宿祢諸兄とあり。續紀十二、天平八年十一月丙戌云々、壬辰云々、考ふべし。十八に左大臣正一位橘宿祢諸兄賜朝臣姓ともあり。又万葉六の卅二葉考ふべし。○桑田王、御乳母の姓なるべし。當時此姓ありぞしけむ。姓氏録に桑田真人あれど、其は此天皇の御孫の後とあれど非ず。地名にも非じ。丹波国に桑田郡あり。下に同御名あり。○春日王、地名なるべし。此二柱は次第書紀と異なり。此王崇峻紀に出づ。さて姓氏録に、香山真人、出自諡敏達皇子春日王也。春日真人、敏達天皇皇子春日王之後也。高額真人、春日真人同祖、春日王後也。○大俣王、御乳母の姓か地名か詳ならず、なほよく考ふべし。玉穂宮段に同名見え、下にも同名の人女王あり。舒明紀に、八年秋七月、大派王云々、皇極紀にも見ゆ。姓氏録に、茨田真人、敏達天皇孫、大俣王之後也。孫とは誤なるべし。書紀に、四年春正月云々、是月立二夫人、春日臣仲君女曰老女君夫人、

更名ハ藥君ノ娘也。生三男二女。其一ヲ曰難波ノ皇子。其二ヲ曰春日ノ皇子。其三ヲ曰桑田ノ皇女。其四ヲ曰大派ノ皇子ト。

此天皇之御子等。幷十七王之中。日子人太子。娶庶妹田村王。亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮治天下之天皇。次中津王。

次多良王。三柱 又娶漢王之妹大俣王。生御子。智奴王。次妹桑田王。二柱 又娶庶妹玄王。生御子。山代王。次笠縫王。二柱 幷七王。

十七王之中、こゝも上なる例に依らば、之の上に此字脫たるなり、

中には云ふべきなり。日代宮段なる例にも、幷八十王の

之中ニ云ク、とぞある。〇田村ノ王。［此ノ王、上ニモ寶ノ王とあり。此ハ書紀ニ村ノ字ハ柄ノ誤リ、かゝるを思ふに将然にもあらじか。］書紀ニハ糠手姫ノ皇女。更ノ名田村ノ皇女とあり。さて田村は地名なるべし。其故は、此ノ生坐ス御名を田村ノ皇子［舒明天皇］と書紀には申せり。御母の居坐ス地にて、其ノ御子を居坐せしめしなれば、名となれるなり。さて其は姓氏録［吉田ノ連ノ條ニ、奈良ノ京田村ノ里。續紀十八ニ、藤原ノ朝臣仲麻呂ノ田村ノ第。廿ニ田村ノ宮。廿七ニ田村ノ後宮などあるぞ此ノ地なり。］などある地なるべし。諸陵式ニ、押坂ノ墓、田村ノ皇女。在リ大和ノ國城上ノ郡舒明天皇ノ陵内ニ。無シ守戸。［書紀ノ皇極ノ巻ニ、二年九月吉備ノ嶋ノ皇祖母ノ命薨とあるを、此ノ田村ノ皇祖女なりと云ル説あるは、祖母ノ字ニ就テ誤れるなり。皇祖母は親母の義にて、皇極天皇の大御母なり。又天智ノ巻ニ、三年六月嶋ノ皇祖母ノ命薨とあるも、右の同事の誤リ。］

て重なれり。〇坐シテ岡本ノ宮ニ治メタマヒキ天ノ下ヲ之天皇は、舒明天皇なり。書紀ノ彼ノ御巻ニ、息長足日廣額ノ天皇ハ、渟中倉太珠敷ノ天皇ノ孫、彦人ノ大兄ノ皇子ノ子也。母ヲ曰フ糠手姫ノ皇女ト。云々。元年春正月癸卯朔丙午云々。即日即ク天皇ノ位ニ。［御位ニ即キ賜はぬ前の御名、田村ノ皇子なり。］十三年冬十月己丑朔丁酉、天皇崩リマシヌ于百濟ノ宮ニ。云々。皇極ノ巻ニ、元年十二月、葬リマツル息長足日廣額ノ天皇ヲ于滑谷ノ岡ニ。二年九月、葬リマツル息長足日廣額ノ天皇ヲ于押坂ノ陵ニ。［或本ニ云ク、呼テ廣額ノ天皇ヲ為ス高市ノ天皇ト。也。此の下の葬ノ字は上ニ改ノ字脱たるにか。］諸陵式ニ、押坂ノ内ノ陵、高市ノ岡本ノ宮ニ御宇シ舒明天皇。在リ大和ノ國城上ノ郡ニ。兆域東西九町、南北六町。陵戸三烟。［太子傳暦ニも押坂ノ内山ノ陵とあり。此ノ御陵、大和志ニ在リ忍坂村ノ上ニ。今称ス段ノ冢ト。］

と云て、押坂墓、田村皇女、押坂内墓、大伴皇女、押坂墓、鏡王三倶在舒明天皇陵域内と云り。此御陵、忍坂村の東北方の山上にありて、南方崩れて、大きなる岩構すこし顕れて見ゆとぞ。さて岡本宮は、書紀彼御巻に、二年冬十月天皇遷於飛鳥岡傍、是謂岡本宮とあるは是なり。（また八年六月災岡本宮、天皇遷居田中宮。）此宮又齊明巻に、二年於飛鳥岡本更定宮地、遂起宮室、天皇乃遷、号曰後飛鳥岡本宮とあるも同地なり。此宮帝王編年記に高市郡嶋東岳本地是也と云り。（嶋は今嶋庄と云処、岳本は今の岡と云処なり。）岡本宮と云名、推古紀にも見えたり。大和志に在岡村と云り。さて此に此御子を挙られたるは、凡ての例に異なり。（なほ伝て云例は、後に小治天下天皇といふ事など、皆御名を挙て、さて下に至て其命者治天下と記せり。此の如く始より坐其宮治天下天皇と挙たる例はなかりし。）是に二つの義あるべし。一には此は天武天皇の大御考天皇に坐が故に、殊に尊崇奉りてにや。（此記を彼天皇の詔命に因て撰ばれたるなり。又彼天皇二つにも此大御口づから誦賜へるなれば更なり。）記は推古天皇に終りて、此天皇（舒明）の御世まで伝を記さざるに、後に治天下天皇に坐ます例を変て如此は挙るなるにや。なほ前の意なるべし。○中津王は、三柱の内の第二の御子に坐ます。仲と申せるなるべし。（津の下に之を附して読べし。）○多良王。御乳母の姓か、（姓氏録に多良公はあり。）地名か、詳ならず。○漢王。漢は阿夜と訓。御乳母の姓なり。漢直、明宮段に見ゆ。さて此王の何れの御子にか詳ならず。齊明

紀に同名（天皇初適於橘豊日天皇之孫高向王而生漢皇子也）見えたり。○大俣ノ王、同名上に見ゆ。○智奴王、御乳母の姓なるべし。血沼ノ別、境岡ノ宮ノ段に見え、姓氏録に珎縣主あり。又地ノ名か。此ノ地は（白檮原ノ宮ノ段）に出。此ノ王は、皇極天皇孝徳天皇の大御父に坐す。書紀皇極ノ巻に、天皇押坂ノ彦人ノ大兄ノ皇子ノ孫茅渟ノ王ノ女也。諸陵式に、片岡ノ葦田ノ墓。茅渟ノ皇子。在大和ノ國葛下ノ郡ニ。兆域東西五町。南北五町。無ニ守戸一。○桑田ノ王、同御名上に見ゆ。○山代ノ王、笠縫ノ王、此ノ二柱も、欽明天皇の御子に同御名なる例あり。以上ノ三柱連なりて、かく近く同御名坐ることもいかゞ疑はし。若くは傳への紛れにもや非ぬか。

御陵在川内科長也。

（ミハカハカハチノシナガニアリ）

此ノ上に、此ノ天皇御年若干ぞと云言あるべし。落たるなり。御年を記さゞるも、此ノ天皇ぞと云ことは、必ず有るべき処なり。例皆然り。殊に此は并七王よりて、直に御陵云々と続きては、日子人ノ太子の御陵とも聞えていかゞなり。○此ノ上に、舊印本真福寺本又一本などには、甲辰ノ年四月六日崩と云例の細注あり。（舊印本には本文に加へて大字に書り。此注年も月も日も、書紀と異なり。）書紀に云、十四年秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留、崩于大殿。是時起殯宮於廣瀬云々。御年は記にはなし。或書に四十八と云り。○川内ノ科長、書紀崇峻ノ巻に、四

年夏四月壬子朔甲子葬譯語田天皇於磯長陵是其妣皇后所葬之陵也諸陵式に河内磯長中尾陵譯語田宮御宇敏達天皇在河内國石川郡兆域東西三町南北三町守戸五烟とあり大和志に在葉室村西と云り凡て此科長に御陵六ッあり此天皇用明天皇推古天皇孝徳天皇又石姫皇后聖徳太子神名帳に科長神社とあり

池邊宮巻

橘豊日命坐池邊宮治天下參歳此天皇娶稲目宿禰大臣之女意富藝多志比賣生御子多米王一柱又娶庶妹間人穴太部王生御子上宮之廐戸豊聰耳

命。次久米王。次植栗王。次茨田王。四柱又娶當麻之倉首比呂之女。飯女之子。生御子當麻王。次妹須賀志呂古郎女。

真福寺本には、此ノ首に弟ノ字あり。又命ノ字王と作り。○此ノ天皇後の漢様の御諡、用明天皇と申す。○池邊宮は、伊氣能辨と訓べし。【和名抄讀岐ノ國ノ郷ノ名に池邊伊介乃倍とあり。是ぞ例なり。但し辨の清濁はいかならむ。】和名抄に、大和ノ國十市ノ郡池上ノ郷の地なり。万葉七【二十七丁】に、池邊小槻下とあるを、此ノ地か。八に【御在西池邊云々、これはあらじ】【池ノ邊なり。其ノ哥も同じ。さて池上眞人、池邊直など云姓は、此ノ地よりぞ出けむ】さて此ノ地名は、石村ノ池ノ邊なるを以て負るなるべし。石村ノ池は書紀履中ノ巻に、二年十一月作磐余池と見え、継躰ノ巻ノ哥、又万葉三にも見ゆ。なほ石村ノ事上に出ツ。【傳卅八ノ二葉】書紀に、十四年秋八月、渟中倉太珠敷天皇崩。九月甲寅朔戊午、天皇即天皇位、館於磐余、名曰池邊雙槻宮。續紀五に、石村池邊宮御宇聖朝、廿八に、池邊雙槻宮御宇なども見ゆ。

雙槻とぞ、此ノ地に大木の槻の二木殖るに因りて、負せる宮ノ号なるべし、大和志に、此ノ宮今の安部の長門邑とぞ云処なりと云り、又石寸ノ山口ノ神社も、長門邑に在て今は雙槻神社と云り、或書に、此ノ宮を高市ノ郡と云るは非なり、㊦参歳。参ノ字真福寺本にぞ三と作り、此ノ年数は書紀と一年差へり、御位に即坐る年より計へたる物なるべし、○稲目ノ宿禰ノ大臣。真福寺本には宿禰ノ二字なし、上に出ツ此巻の卅九葉 ㊦意富藝多志比賣。名ノ意は、師木嶋ノ宮ノ條、岐多斯比賣の下に云るが如し、意富は大なり、扨て此ノ名に疑はしきは、彼と同名にして、此は大と云るぞ姉と聞えたるを、彼ぞ妹にて大御父天皇の妃、此ぞ姉にて其ノ御子の妃なることいかゞ、書紀にぞ此ノ名石寸名とぞ作り、石寸はいしきかいはきか、石村ともあり、古書には多く石寸と作り、但し書紀

には石村をみな磐余と作されたれども、是は人ノ名なれば、古書に書るまゝにかく書るべきか、諱なりしか、凡て彼ノ紀の地ノ名人ノ名などの用字は、かゝる類の紛らはしきことも多し、○多米王。敏達天皇の御子に同御名あり、書紀に、立蘇我ノ大臣稲目ノ宿禰ノ女石寸名ヲ為嬪ト、是生田目ノ皇子ヲ、更名豊浦ノ皇子、○間人穴太部ノ王。上に出ツ、○上宮之廐戸ノ豊聡耳ノ命。上宮は書紀推古ノ巻に、父天皇愛之、令居宮南ノ上殿ニ、故称其ノ名ヲ謂上宮云々とあるに依に、大宮の南に別に上宮と云宮の有て、上殿と書るぞ文なり、宮の南にあれば、別に其は殊に上と申すやむごと一ツの宮なることぞ著明し、なき宮なりし故に、上宮とは称けられ給へる名なるべし、かくて其ノ名後まで残りて、其の地名にもなれるなり、書

紀此御巻に、初居上宮、後移斑鳩とあるを、既に地名となれる後を以て、初めに及ぼして云るなり。又これは、為が彼宮を指て云るにはあらじか。さて此地名今に遺れり。十市郡に上宮村あり。池辺宮は地に近し。宇閉能美夜と呼ぶなり。然れば此御名も然訓べきなり。書紀に、カムツミヤと訓るは、宇に就てあはれべきさし分て、此地名を尋ねての訓には非ず。凡て今世に遺れる古の地名、おのづから訛れるぞ多けれど、それをかむなみやを験て、うへのみやと云が如き例は、をちこちなれば、初より宇閉能美夜などぞ唱へけむ。但しもなほ上國なるの例には、宇波都美夜と云しを、今うへのみやと云むことは、あはましきに非ず。古へ都とも云しを、後に能とも云例は多ければなり。さて此宮の事を、太子傳暦に、今謂坂田寺是其宮處矣と云るはいかゞあらむ。坂田寺は書紀此巻又推古巻に、南淵坂田寺とありて、其寺は高市郡坂田村にありて、池辺宮よりは南方にぞあれば、其上宮村ぞ其跡なるべく思はる。聰耳は、刀美々と訓べし。利の意なり。字鏡に聆止弥々、又耳止之などあり。書紀竟宴集に、此太子をよめる哥に、登与止美己などあるは、美己は美々を誤れるなるべし。續後紀四に、矢田部造聰耳と云人名も見ゆ。書紀推古巻に、元年夏四月、立廐戸豊聰耳皇子為皇太子、仍録攝政、以万機悉委焉、橘豊日天皇第二子也、母皇后曰穴穗部間人皇女、皇后懐姙開胎之日、巡行禁中、監察諸司、至于馬官、乃當廐戸、而不労忽産之、此時は用明天皇のまだ天皇に坐ざれば、監察諸司など云こといかゞ。思ふに此は何なる事にし、其あらゆる行ふれもそ、なぞあるべきなむ。生而能言、有聖智、及壯、一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然、且習内教於高麗僧慧慈、学外典於博士覚哿、並悉達

矣父天皇愛之令居宮南上殿故称其名謂上宮廐戸豊聡耳太子。霊異記に聖徳皇太子有三名一号曰廐戸豊聡耳二号聖徳三号上宮也向廐戸産故曰廐戸。天年生知。十人一時訟白之状一言不誤能聞之別故曰豊聡耳進止威儀似僧而行加以制勝鬘法華等経疏弘法利物定孝積功勲之階故曰聖徳天皇宮住上殿故曰上宮皇也。九年皇太子初興宮室于斑鳩十三年皇太子居斑鳩宮二十九年春二月己丑朔癸巳半夜廐戸豊聡耳皇子命薨于斑鳩宮云々是月葬上宮太子於磯長陵。扶桑略記に二月廿二日薨時年卌九也と云り。書紀の癸巳は五日なるを廿二日は異説なり。又年卌九にては年紀に合はぬはことにてあり。卌は卅の誤なれば傳へし或書に四十九ともあり。諸陵式に磯長墓。橘豊日天皇之皇太子名云聖徳。在河内國石川郡兆域東西三町南北二町守戸三烟。河内

志に石川郡叡福寺山号科長又呼御墓山因有廐戸太子墓也墓上建小堂遶以石柵又云々と云り。上太子とも云ところなり。○久米王。御乳母の姓か。姓氏録に久米朝臣久米臣久米直などあり。又地名にもあらむか。高市郡書紀推古巻に十年来目皇子為撃新羅将軍十一年春二月来目皇子薨於筑紫云々後葬於河内埴生山岡上。続紀廿八に参議従三位山村王薨橘豊日天皇皇子久米王之後也。姓氏録に登美真人出自謚用明皇子春日王也とあるは春日王を一本には来目王とあり此は来目を春日と写誤れるなり。又敏達を誤て用明の御子とも傳へたるなれにもあれ傳へし。若然らば来目とは後にかく改めしならむ。登美真人のはじめは続紀四十に見ゆ。○植栗王。御乳母の姓か。姓氏録に殖栗連あり。又地名か。神名帳に城上郡殖栗神社あり。書紀天武巻に同名見ゆ。姓氏録

に、蜷淵真人出自諡用明皇子殖栗王也。○次茨田王。此四字諸本に脱たり。今は延佳本に書紀に依て補へる所に依れり。四柱とあるに、脱ぬること著ければなり。さて継躰天皇の御子に同御名あり。茨田郎女、書紀に元年春正月、立穴穂部間人皇女為皇后。是生四男。其一曰廐戸皇子。更名耳聡聖徳。或名豊聡耳法大王。或云法主王。此之皇子初居上宮。後移斑鳩。於豊御食炊屋姫天皇世、位居東宮、総摂萬機、行天皇事。語見豊御食炊屋姫天皇紀。其二曰来目皇子。其三曰殖栗皇子。其四曰茨田皇子。○当麻之倉首比呂。当麻は姓。大和国葛下郡なる当麻より出たる姓なるべし。倉首は尸なり。久良毘登と訓べし。複姓には非じ。クラノオビトと訓むは非なり。此尸の例は、天武紀に次田倉人椹足。続紀二に春日倉首老。万葉一にも見ゆ。十一に河内蔵人首麻呂。廿七に春日蔵毘登常麻呂。廿九に白鳥椋人広。卅に秦倉人呰主。万葉十九に高安倉人種麻呂なども見え、姓氏録にも池上椋人、河原蔵人、日置倉人なども有り。字はいろいろに書けれど、首を毘登と訓は、淤を省きて、意は淤毘登の意なり。此尸、凡て人とも書るは、皆首の意なり。然て首を毘登と云て、人とも書る例多し。天武紀に忌部首子首。又三輪君子首。なりけるを、子人とも書けり。又続紀卅に、以去天平宝字九歳、改首史姓並為毘登。彼此難分。氏族混雑。於事不穏。宜従本字。是も首を毘登と云る例なり。さて右の文に九歳とあるは五歳の誤なり。天平宝字五年より此時まで言は、首の尸

も。史の戸も。毘登と記せり。にて此倉首と云戸は。もと倉の事に仕
奉りしより起れる其起れる古語拾遺に見えたり。比呂
は名なり。○飯女之子。真福寺本には女字なし。又師は之子二字衍なるべしと云れき。
名義さは那にても知らず。書紀には父の姓名も異にし
て。此名を廣子とあり。此記真福寺本に女字廣子に就て思ふに伊比乃古とも比呂古とも
相近し。又父の名比呂と此名と彼此の間紛れやありけむ。○當麻王。地名なり。御母の姓なれ
ば即其地に居坐しけむや。又御母の姓を取れるか。書紀には麻呂子
皇子とあり。推古巻十一年の處に以来目皇子之兄
當麻皇子為征新羅將軍云々とあるは此王なり。此は
巻に更に名當麻皇子と傳へしが漏たるなり。
姓氏録に當麻真人用明皇子
麻呂古王之後也。○須賀志呂古郎女。賀字真福寺本には加と作り。清
白子の意か。但記中白黒のしろには漏路を用ひられたり。此は異意か。又書紀に酢香
手とあれば志呂を代の意とも云例彼なるべし。此書紀に葛城
直磐村女廣子生一男一女。男曰麻呂子皇子。此當麻公
之先也。女曰酢香手姫皇女。歷三代以奉日神とある天皇
即位の月以酢香手姫皇女拜伊勢神宮奉日神祀。此皇女自
此天皇時逮于炊屋姫天皇之世奉日神祀。自退葛城
而薨。見炊屋姫天皇紀。或本云。三十七年間奉日神祀。自
退而薨とあり。此王三代の間伊勢に齋て坐しは大御父
薨天皇の崩坐し時も退坐ざりしなりこれ
を以ても古へに服と云事無かりしを知べし。○上の例に依るに此に二柱と
云細注あるべきに諸本に無し。

此天皇御陵在石寸掖上。後遷科長中陵也。

此天皇の下に。舊印本眞福寺本又一本などに。丁未年四月十五日崩と云例の細注あり。舊印本には本文なり。年と月とは書紀とも合へり。日は合はず。癸丑は九日なり。書紀に。二年夏四月乙巳朔癸丑崩于大殿とあり。或書に年六十九と云ること。年紀違へり。○石寸掖上。寸字舊印本に才に誤れり。寸字は村の偏を省きたるなり。石村なり。此事傳廿八の二葉に委く云り。掖は書紀に依るに。池字を写し誤れるなるべし。但此記にも書紀にも。大宮の号には。邊字を書きたるに。是には字を變て。上字を添たるは。彼地名なるは異なりとして。此はことさらに石村池の上なるを云るならむ。石村に掖上と云地は聞えぬか。葛城に掖上と云は。上に出たり。書紀に。二年云く。七月甲戌朔甲午葬于磐余池上陵とあり。大和志に。十市郡石寸掖上。荒陵在谷長門二邑界とあり。○科長中陵。科長は上に出。書紀推古巻に。元年秋九月。改葬橘豊日天皇於河内磯長陵。諸陵式に。河内磯長原陵。磐余池辺列槻宮御宇用明天皇。在河内國石川郡。兆域東西二町。南北三町。守戸三烟とあり。中とは。此御陵。敏達天皇御陵と。推古天皇御陵との中間に在るを以て。

後に分て云なるべし。式には、此御陵を磯長原陵とあるに、石姫皇女の御墓をも、磯長原墓とあり。其は敏達天皇御陵と同域なるに、敏達天皇の御は磯長中尾陵とあり。是を以て思へば、此の中を中尾にて、尾字の脱たるにもあらじか。いはくか紛らはし。太子傳暦には、此御陵をも、中尾山陵とあれども、信がたし。彼書には、此天皇二年秋七月、天皇葬於河内科長中尾山陵と云るをも、改葬なることをわきまへざるは、ひがことなり。

前皇廟陵記に、或曰、在春日村上、太子御墓山、辰巳可五六町。大和志にも、在春日村と云り。

倉椅宮巻

長谷部若雀天皇。坐倉椅柴垣宮。治天下肆歳。御陵在倉椅岡上也。

真福寺本には、此始に弟字あり。○此天皇、後の漢様の御諡、崇峻天皇と申す。○倉椅上に出。傳卅七の十五葉 ○柴垣宮は、多治比之柴垣宮の下に云るが如し。傳卅八の三十六葉 此宮は、今の倉橋村の金福寺と云寺、其跡なりと云へり。○

肆歳。肆ノ字。真福寺本には四とあり。書紀に。二年夏四月。橘豊日天皇崩云々。八月癸卯朔甲辰。炊屋姫尊與群臣勸進天皇。即天皇之位云々。是月宮於倉梯云々とあれば。四歳は彼紀とは一年差へり。○書紀には御子なし。二柱を挙られたるに。此記に記さゞるは。略かれたるにや。此記のさま。近き御世御世になるまゝに。漸に事を略けるが多かり。○肆歳とあるは下に。舊印本真福寺本又一本などに。壬子年十一月十三日崩と云細注あり。又真福寺本には。崩ノ下に也ノ字あり。又舊印本には。本文に連ねて書り。書紀と年月は合て。日は差へり。書紀の乙巳は三日なり。若くはそのかみ乙ノ字は卯の誤にて。乙卯ぞ十三日なる。或書に年七十二とあるを。七十三とあるも。並に年紀違へり。○倉椅岡上。書紀に五年冬十月。有獻山猪。天皇指猪。詔曰何時如斷此猪之頸。斷朕所嫌之人。多設兵仗。有異於常。蘇我馬子宿祢聞天皇所詔。恐嫌於己。招聚儻者。謀殺天皇。十一月癸卯朔乙巳。馬子宿祢詐於群臣曰。今日進東國之調。乃使東漢直駒殺于天皇。是日葬天皇于倉梯岡陵。或本云。大伴嬪小手子恨寵之衰。使人於蘇我馬子宿祢曰。頃者有獻山猪。天皇指猪而詔曰云々とあり。天皇崩坐て。即日葬奉りしこと。古今にわたりて例あらぬ也。當時馬子賊が威權れなりて。おしはからるゝなり。諸陵式に。倉梯岡陵。倉梯宮御宇崇峻天皇。在大和國十市郡。無陵地并陵戸。陵地陵戸みな無きことぞ。是又例なし。何の故ともなくして如此くなれるは。

国立公文書館
National Archives of Japan

これを又馬子賊が威權を畏みてなる傳し。然まれども後ゝ至までそのふ陵地陵戸を點ぬ傳き事なきふ。然ぬこゝにも無かりし。此御陵。大和志ふ。倉橋村東今日赤坂はいかふぞや。
陵。畔ニ有ニ冢六ッ也云り。此御陵。赤坂を云坂ノ上ふ在ッ圓き塚ゝて。松樹多く生繁まりとぞ云り。

小治田宮巻

豊御食炊屋比賣命。坐小治田宮治天下参拾漆歳。御陵在大野岡上。後遷科長大陵也。

真福寺本ゝは。此首ゝ妹ゝ訶ゝ里。○此天皇後ゝ漢様の御諡推古天皇と申る。○小治田宮。此地ハ穴穂ノ宮ノ段ゝ出ッ。又書紀安閑巻ゝ。小墾田ゝ屯倉。欽明巻ふ蘇我稲目ノ大臣之小墾田ノ家なども見ゆ。はて此ノ御巻ゝ。泊瀬部天皇五年十一月。天皇為ニ大臣馬子ノ宿祢見レ殺。嗣位既空。群臣請ニ淳中倉太珠敷天皇之皇后額田部ノ皇女ヲ以將レ令レ踐ニ祚皇后

辭讓之。百寮上表勸進。至于三乃從之。因以奉天皇璽印。冬十二月壬申朔己卯。皇后即天皇位於豐浦宮。十一年冬十月己巳朔壬申。遷于小墾田宮。など見ゆ。又皇極卷元年十二月。天皇遷移於小墾田宮。孝德卷にも。小墾田宮云云。齊明卷に。元年冬十月。於小墾田造起宮闕。擬將瓦覆云々。天武卷に。小墾田兵庫。續紀廿三に。幸小治田宮。また小治田岡本宮。廿六に。行幸紀伊國云々。是日到大和國高市小治田宮。萬葉十一（二十七丁）に。小墾田之坂田乃橋之。今本坂字を板に誤れり。靈異記に云々。其雷落處者。今呼雷岡（在古京小治田宮者）などあるを。小治田は。即飛鳥と同地にて。飛鳥を

此御世のころ。小治田と云しなるべし。其故は。右に引る續紀に。小治田岡本宮とあるを。即飛鳥岡本宮とも聞え。靈異記に雷岡とあるは。即今も雷土村と云て。飛鳥の神奈備山と云處なり。又萬葉に小墾田乃坂田橋とあるも。用明紀推古紀に。南淵坂田寺とあるも同地にて。今飛鳥の東南の方近く。南淵村坂田村などあり。これらを思ふに。飛鳥の地を廣く小治田と云しなるべし。此小治田宮を。大和志に。豐浦村にありと云り。豐浦村も近き地にはあれども。此天皇初に坐し豐浦宮ぞ。彼村のあたりにこそあるべき。小治田宮は。今の雷土村飛鳥村岡村坂田村などのあたりの地の内にぞありけむ。又或説に。十市郡の大福村其地なりと云るは。違へり。○參拾漆歲。眞福寺本には。卅七歲と作り。此年數は。即位の年より計へたるものなり。○此に舊印本眞福寺本又一本などに。戊子年三月十五日癸丑崩と云例の細注あるを。舊印本にも本文なり。又眞福寺本には。癸丑の下に日字あり。又舊印本に

の年ノ字歳に作カリ。今は真福寺本又一本に依れり。上の例然ればなり。年も月もぞ書紀に合へり。十五日は差ガへり。但し癸丑ぞ書紀に合へり。此ノ細注に干支を記せ給へるは、上に例なきなれば、是は書紀に依て後に加へたるにや。又若しは上なる文なりけらば、書紀の干支は傳への異なるなり。書紀は丁未朔なれば、癸丑は七日なり。此ノ細注にては己亥朔なり。書紀に、三十六年春二月。天皇臥病。三月丁未朔壬子。天皇病甚之。癸丑。天皇崩之。時年七十五。即殯於南庭ニとあり。此ノ天皇の年紀、書紀に記せる所違ヒたり。崩ノ年七十五なりけるを、欽明天皇の十五年に生坐るなり。然るに敏達天皇の五年に皇后に立賜へるを、此ノ御巻の初めに十八歳なりといへるはいかが。其年は廿三歳にあたれり。又三十四歳の時敏達天皇崩ましとあるも違へり。彼ノ天皇崩の年は三十二歳にあたれり。立后十八歳なるをもてすれば、二十七歳にあたれり。いかが。崇峻天皇崩ノ年三十九歳なるにぞ合へども、三十四歳云々とあるは合へり。或書に春秋七十三。一云、七十。一云、八十五なりと云へり。○大野ノ岡ノ上は、書紀敏達ノ巻に、十四年蘇我ノ大臣馬子ノ宿祢、起タテ塔ヲ於大野ノ丘ノ北ニ設フガミス斎云々。此なる所の地なるべし。大和志に、高市ノ郡廢大野ノ丘ノ塔。在和田村ニ。礎石猶存ス。敏達天皇十四年云々。即チ此ト也云へり。又天武ノ巻に云々、到ツ大野ニ以テ日ヒ落クレヌ也。及テ夜半ニ到ル隠ナバリ郡ニ。此ノ大野ぞ、山辺ノ郡にして、大和より伊賀の名張へ越る道にて、今も大野村大野寺あり。兼元三年三月、後鳥羽ノ太上皇の御幸ありし、宇陀ノ郡大野、石佛也と云是なり。宇陀ノ郡ノ界近き処なり。又諸陵式に、大野ノ墓在大和ノ國平群ノ郡ニ。此ノ墓大和志に高安村に在と云へり。なりけむを、ありけむも此らには非じ。○科長大陵。師は、大ノ字は上の誤かと云れしぞ。科長ノ中ノ陵なるべきなり。此は科長なる御陵どもの中に大キなるが故に大とは云なるべし。書紀に、天皇崩之云々。秋九月己巳朔云々。先是天皇遺詔曰。比年五穀不登。百姓太

飢。其為朕興陵以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。壬辰葬竹田皇子之陵とあり。竹田皇子陵何處なるも記されずあるをいかゞ。若是大野岡か。はた科長か。詳ならず。無記に依れば竹田皇子陵大野岡なるべし。さて後に科長に改葬奉りし事の。書紀には漏たれたるべし。かの遺詔に。民の苦をおもひあはして。厚葬ることを停め賜ひなれば。科長御陵は大陵にあらざれば。甚大きなる聞ゆまじば。初に葬奉りし御陵にはあらじ。然るを扶桑畧記に。竹田皇子陵河内國石川郡磯長山田にありと云るは。此天皇の御陵によりて云るなるべし。諸陵式に。磯長山田陵小治田されば據なかるべし。

宮御宇推古天皇。在河内國石川郡。兆域東西二町。南北二町。陵戸一烟。守戸四烟。扶桑畧記に。康平二年六月二日。河内國司言上。盗人發推古天皇山陵之。大和志に。在南山田村と云り。前皇廟陵記にも如此云由と云り。

古事記下巻終

終字は無き本もあり。又巻字も共に無き本もあり。

天保十五年 甲辰九月再挍

尾州名古屋本町通七丁目
永樂屋東四郎

江戸日本橋通本銀町二丁目
同 出店

萬葉集畧解 三十二巻 薄用摺 十巻

此万葉集ハ上古雄畧天皇の御代あるより後て寧樂
朝ニいたるまで天子より庶人ニ至まで長哥短哥雑
躰ニいたるぞ種々の哥ど廣大ニ集たる所謂古躰の哥集
の大成なるもの也○万葉といふ号れたるも加茂真淵翁
の万葉考ニハ万くの数の多かるを言むにて哥といふ
や荷田大人ハ万かいもれきろ或人くからに万葉そ存
世の意於ろニ依つれども字と借しのことも葉と
哥ニよせざバ所どる集ろやも離えじ○集たる人題言
同書ニ高野の御時大孝謙皇橘諸兄の大臣撰ともへ平城天
世継が物語ニ見ゆ高野の御時諸兄の大臣撰ぞ
皇の御代よりへたるふる事あるせ諸兄のりさら
ちふも古へらいひつたへ實ニさざまけらし
普通の説ニも孝謙天皇の勅を奉て撰たまへるど
諸兄公薨逝の後又諸兄公ハいあらで家持卿の増補加ど
あるをともいひ又もあれバそいひ種々二説
達の説られども加茂翁も真の万葉集といふそ今いふる

十巻の内に六巻かりて其餘も万葉といふものにくつ
らざるよしをいひて上の如く諸兄公の撰に治定せら
る○惣哥員の事八雲御抄に四千三百十五首袋草紙に
四千三百十首中かり○加茂翁新に改めらきたる巻次
一の巻二の巻（宮にきと大と振古）今のどに今の十三巻で三の巻
くひもじ（と時あ代ぐら寺）四の巻五の巻ハ今の
十一十二（上集むたらうじ体）六の巻ハ今の十四の巻古き東哥
と巻て巻と結びたるなるべし今の五の巻ハ山上憶良
大夫の家集今の七の巻十の巻ハ哥も斯古く集ふても
他とかもりて此二巻をうさゑぜし雑どゝ人の集めた
るなり今の十五の巻ハ新羅の御使の哥と中臣宅守茅
上娘子の贈和今の十六の巻ハ前後由縁ある哥にて中
ハ戯笑躰とのぜさろの中に河村王大伴家持とハる家
持家集の中にもやあらむ今の三巻四六八九十七た公
十九は家持の家集なるを断さだめありあゑふか茂翁
猶巻次と微細に巻数今の十を七の巻とし今の七を八の
巻とし今の五と九の巻とし今の九と十の巻とし今の
十五と十一の巻とし今の八と十二とし今の四と十三

とし今の三と十四とし今の六と十五とし十六ハ今の
じし万七以下今と同じかくしあれば此畧解にハ今本
の次にるせろち新久しき割約れゝ今本のましゝつ
いつるよし凡例にゑろいゝ此注解ハ万葉考同別記の
読とよてく加茂翁の家にノどひてらけつらひしと
まやして翁没後にも文違論じあうて考得まりし思
ひもさ人々のいひ出ゝらい翁の考もらされしし思ふ
とかあけつとまさと所例おいず又契沖法師東麻呂
本居先生の説どもあまた采録し千蔭自己の新説もそ
くれうらび◎祝詞の注か冠辞考にゆづりて畧しそれ
にむもぞるし附録に注をろよしせ○異本校合に用ひ
たろく
○古本○活字本伊勢國
人のもてろ官本合
○拾穂本外に古葉畧類集
○古葉畧類聚抄
又此畧解作者橘千蔭と助けみしあるそ平春海濱道并
源躬弦の三人なそりけるよし○二十巻目巻

国立公文書館
National Archives of Japan

末に此万葉集畧解すべて三十巻寛政三年二月十日よ
り筆を起して同八年八月十七日に稿成きてさてあま
たび数へ正して同十二年正月十日までにみづから
書畢ぬ橘千蔭とありて此下も一筆にて續十年の間に
大成せるもの也巻首に寛政三年三月廿五日自序あり
次に凡例あり○此書畧解と題すれども諸本と比校し
訓を訂正えたる事咀嚼反覆極て勤まるものにして諸
注解の謬誤を改めえあるも初心の輩にもよく會得し易く平
假字もて聊遠き詞語つきに書綴るといへ中にも野鄙な
る事なく大體ならば駁雑ならず仙覚の抄ハ古風にし
て哥を解くに益なく闕珠蕊の代匠記の精密に過て讀
にも暇入り其餘諸名家の注釋少からねど此に得れを
彼に失ひ此畧解のごとく全備しさるものを見ハ

板元

尾州名古屋本町通七丁目

永樂屋東四郎

三大考

鈴屋翁門人服部中庸著○天地國土のなりかた其生出
たる初發より今の如く成堅てたるまでの趣を神代図に有
の傳をうかゞひ深く考へ得て後に新に十の図を設け委
細に説明かし古来の大疑を氷解したる前人未發の卓論
なり後に平田篤胤翁の著されたる靈の御柱と云書も專
此三大考に本づきて述られつらむと覺ゆ抑三大とは天
地に泉きて月の三にして佛書に地水火風と四
太と称そるに准へたる旨なるべけれど佛説には天地
の異にしも漢に儒の旧説と表裏せり後世に聞けき
西洋の測量によれば如くあれど是便自然にさる相互
神代の傳へたるもなはとこゝろ○神代にハ天地泉
に来往したるものなるを後に此三大魂ハあらでて
通達なとかきも由るども此考を熟覧もて露不審き
事なし○本居先生の践ふさも深く物よくおむかよ
れる西の國々の人どもいはかしくよるいまざえつむ
がて出ききしをしもめづらかなる考へ出たるかゝく

をもしくは教出るゝかもかくてありて高天原に夜之食国をいふかたしきくまれくハかうらびぬまえゝと称せられて古事記伝ホ七の巻の次に附らる

神代正語　三冊

書名かみよのまさことゝ訓べし〇上代の事ハ上代の語をもて語傳けれどそれ記せる書ハ皆漢文なれバ文字に拘らひて古言を失ひ古意を知に害多し古事記ハ古言を傳ふるを旨とせられたれバ文字の傳ハ片假字かけて皆古語に訓遂されつれど読者も猶文字に目のつきて訓がたきところもあるを見知ぬべきを作きひ神代の巻だに残らハ假字に書なし初学の輩によみ習ひせんとおもひながら日頃経しを門人横井の千秋ぬしおほむねにおとひ発して此著述を請けれバ翁甚悦ひ寛政元年四月五日のほどにかきを終られたるよし序文並に巻首にも見えたり其体裁ハ神代の巻と古事記を書紀とを合せて事のおもふきいやしく異ならねは古事記によりていふしうのたがひとそ二典朔りハあげぞ同事の異なるを別にかけて又そかくもあてしあるし古事記よもれたる事を書紀を取て古語にかへしてあげこの二典ハいづれさる事の異古書にみえをるとも一つ二つかげらもたり神名地名を挙て物名を文字にてあるし一々割注を附清濁のさだめたる厳重なり〇初学の輩も先此正語とよみ口熟て古事記伝をよむ時そ学業の本末もしく軽率のかやまちぬからんうし〇遠江人彩田土満序横井千秋主跋あり

出雲國造神壽後釋　二冊

往昔年々二月三月（又五月七月四月十月など）ばかりの頃出雲国造朝廷に参て物献りて神寿といふおとと奏と有其儀式のてそめの事にからびその神寿の詞そ延喜式八巻祝詞の部に載られて詞と譲といと古く他書になき神代の傳も残りいえじく先でたき古文章なれバ加茂真淵

翁の祝詞考に深くめでたふとみてこれを鑒として祝
詞をもはじめ万の文をもかきつべけれどをろされてよ
そ世の人ならりくうやうの名文なるとを綴そめ本居
翁もいよ〱尊びれて此書の稱に古風の哥をもあろ
されさを○後釋としも祝詞考の後の注釋といふ事に
祝詞考の文を悉あげ頭書とさずうつし出し次
に考の誤りを理て自己發明の新説を微細に記さる○
寛政五年九月出雲國造俊秀主序あり同八年刻成

御遷幸長歌 折本一冊

天明八年正月晦日内裡炎上し寛政二年新内裡造營成り
て十一月廿二日遷幸ましぬ翁今年六十一歳都に上り
てかのつろひの大御よそひを見奉てよまれたる哥并
反哥二首なり御行列のことあでさま眼前に見るごとく
よみなしたる古風の長篇にして長哥よび手本とすれよ
まさるいかならじ大舘高門御遷幸とえ拜まぬ田舎人の
ためにとて木に彫しむ

參考熱田大神縁起 一冊

尾張國熱田神宮は三種神器の其一草薙寶劒を納奉る
正殿中央に日本武尊と斎き天照大御神素盞嗚二神と相
まつりて延喜式神名帳に名神大社とさらに實に伊勢
に並びて千古不易の貴き神宮なり抑武尊の天下に大
功を立させ給ひし事申も畏みて皆勇猛備の神徳万世に
きこえ世と治る人々やまひはつりまいでは吮ゞね大
神にましまを抑此縁起は貞觀十六年神宮の別當尾張
連清稲古記古老の語傳とをて稱有しを尾張守藤原
村椙漆削ありて落成し一通を公家に奉り一通を社家
に贈と通と國俗僧の仏めるとき仁寛平二年十月十
五日なり當時儒佛の盛なりしにさる佛説もまじらひ
古傳絶縁の縁起にしもよろこびて貴むべき書なれども
も〱轉写しし誤脱少からぬと熱田の醫師伊藤王計
信民諸本と以て其男子訓詁と共に校讐し參考注解懸切
みてしと猶勧たる所あるよりて後秦門先生補修し
て上木せらる但し此縁起は武尊東征の事を記されたれ

で古事記日本紀より抄して巻末に補記されたるより
神階の次第摂社末社等の事ハ附録に載たれバ此縁起
一冊ハ只熱田大神の霊験をいへるハなかりつ
うなきことゞもあるゆゑかしを〇文化八年夏秦鼎先生序明和
六年三月作者自序あり

直毘霊　一冊

此篇ハ道といふ事の論ひを述られて先皇大御國ハ
天照大御神の御生ませる大御國ともいふよしかり
万國をしろしめすみふわら此書き神の御國を記し
とゞめし神道といふ名も儒佛の教れ渡参て後出来の
古への大御手振とぞてきて神道と名つけられし異
学のひろごりて世の害になりけるゆゑ其ありを論じて
ゞ神道ハ天皇の大命をかしこみつゝしみの御霊に
うくれておのゝ祖神をまつりぞやあるべき
かぎりのわざとしてかれひしてかのしく世をわたる
の外なくおもひて道ともいひさらへきれうきかわぶ

みそぎ後ひ清めてそうるはしき御國ぶりもしく古典
をよく学びてよき事は受行ふべき道なき事ハ自然に
まぞん其とるを行なべく神の道をうけおこなふ小
をあさけりとはふとしおそとし世人の道とやうがが
誤たるも禍津日の神のみたまさるをば直毘神の御霊に
よりてこのまがを直さんとの意旨なくかく名づけ
られけるむねの議論ハ古学の第一義なれば闇論のせ
ら尚いまだよみならしまぎしき書なとそ明和八年
十月九日にかきとへられつときに齢四十二歳なりき
と古事記傳一の巻の附録なると求むる人の便宜とな
りひ戦行の小冊ともなさしたり

萬我能比禮　一冊

古来神道と称者佛道とハ排斥まと漢学と議せしものゝ
そなしたの尚ハ本居翁ぞはじめて古典をよく讀明らの
古人未發の見解とを聖人の非とあげられつゝバ誰も
しく驚きいぶかしき信せざりしもきはあし就中此匡

広呂憤に堪ざりけるにや直毘霊に論じられたる條々
を所々あげ口にまかせて論じかへし古事記書紀とも
これらを譏したる書なり○書名の意ハ直毘霊とい
ふが都て禍津日の神の枉業ぞとてそれを攘ふ料のう
ふて根の堅洲國なる蛇のひれ蜂のひれ天の日矛の將来
せる浪振比礼浪切比礼の類として禍の比礼といふ號た
るなるべし

葛花　二冊

また匡広呂万賀能比礼と著し翁の聖人を心さく悪き
もしと怒りみだてに直毘霊と悪いはせし無礙の説どは
とたゞう一とえ見過しかねくどまろ〳〵本文と抜出次
来どと郎てこまりふことより精ぜらきたや物ふ比喩ら
をたるどもいしなましろきが多くいよ〳〵皇國の
貴きことを漢土の教の明らしからぬ事明白に知られたり
附録に産霊神の事異母兄弟婚合の事佛道ハさしおき
専漢学と悪まれし事の問答とのせらる○葛花とハ天

の下の学者も有餘年漢籍の教にまとはれるを毒酒に
酔乱たる人にたとへて酔ひをさまさん為に葛花を摘来
たるよしにてかく名づけられたる書名なり本草に葛花甘平
酒毒を消し腸風下血を治すとあり東垣も解酲湯に用ふ
るといへり○明和八年まで十年をへて安永九年霜月
廿二日の夜出来○門人市岡猛彦上木せられたる時の跋にあり

麻須美能鏡　二冊

古学の道年月に盛に行き今や儒佛にかゝはらぬ徒ハ
内外尊卑の差別なくなべて本居翁の学徳を仰ぎて
ふ世の中になりぬると直毘霊葛花など著されてより
四五十年も星霜を経ぬれど狂言いひ出るものはなく
ひらきけるど上野人沼田某彼我能比礼のあへる
く説破きつるハ其論の拙かりし故ぞともきあり〳〵
又は小級長戸の風といふ書三冊をつくりて本居翁の説を
口にまかせて罵り旧事紀と崇信じて天之御中主命を
推立聖人と神のごとく敬尊して一家の学を立んとすると

ごに信濃國上田の小林文康彼書の誣説の多きとその
すじなきバ初学は革の惑ともなりてなんやて此書とあ
らむしその僻説とも漢学の道の教ざるのあしきをも
心得ら小照しみよして磨なる真澄の鏡照に見バ
漢の心の闇は明かんやいよ哥とよみやうて書名にも
どなさかなり○直毘霊篇抔其餘の書にも故翁ほいても
をかし説とも書出古学者に益多き書也○本居先生
孫有郷主序尾張儒官鈴木翁序天保五年二月伊勢山本
吉正上木の跋あり

花能志賀良美　一冊

是も紋長戸風を論弁したれ書にて下総國勝鹿小松川
おるをれる菅原定理の著述なる麻須美能鏡と並見る
に畢竟は同じものなりから其解説悉異なり彼にあらき
し此に精く更に探じきいひなしもおて初学に心に得
易きと詳しおされど全文約にして俗談平話もまじへ
とかしみどあり序なくもの心得ともさとし彼書にて

にをもと鏡て假字づかひとたかにしをたまとありを
べて明らき詞もしけりれ真澄鏡とよまん人にも必
よさ此花のたからみを出る事し○書名は本居翁とら
櫻根大人に識せるにつきてきる麗しの名は花をちら
さじとてたがりみたるよしの名なるべし○一名で妙
ふを出しとも戯によべきも紋長戸風の風氣をうけざ
らまめんとてくしみがらいへり○天保九年四月書
序りて

詞つかひ合鏡　折本　二枚

岩雲花香柳澤信卿をてまに著も○活語の定格変格れ
先達の考へ置されしふるを補ひ活用の例を詞數と多く
出し心得易きやう同にあらはし細に訓ざせしたり
てに乎は紐鏡詞の八衢詞通路友鏡等に照合せさしてハ叶
くね指南書にて語学家有益のものなり

天祖都城辨々　一冊

ある人忌部瀬成の撰とゑるせり傳書神別本紀といふ物に天照大御神の都ハ豊前國の中津なるを識ことを破りて天祖都城辨といふ書一巻とあらはしてかの大御神の都ハ大倭國なることしてれよしをえさく〳〵いへるを本居先生此辨々を著して此大御神の都ハ高天原におはするよし諸の古書を引て論辨せられたる尤本書れ瀬成も残さればいださされば跡にもや見るに及ばねばこれハ寛政八年に上木してをさまり既に著されたりとなり

地名字音轉用例　一冊

古へハ國名又郡郷名文字にふりしさる定まれる借字をふまさあれべきやしかるを數字と定めを書たらうしを和銅六年五月詔ありて畿内七道諸國郡郷名好字を著けよと勅ありし此書ハ民部式に凡諸國部内郡里等の名並二字を用ひ必好字とともに後に悉く長き文字に書かへ二字に約されハ字音と借たるもさらにの轉用あり漢字者もとし字音ととてたるもののあやしきに相換へハ後世信濃ハシナノウヤをよびつらんときさからふなのあるもじく後に訛らうしやりにさへおとよさおらんのとしてかの和名抄より出たる國郡郷の名の訓注あるかきりと出し或はウの韻をカの韻に轉用ハ或はニの韻とこの韻に轉しスしアカサタナハマヤラの行の韻同行通用せる例とを其餘雜の例と合して之に注しえめされそり此書とよく〳〵よみ考へて古人の文字遣の自由なるとは又猥ならざるとも知べし○寛政十二年刻成

手枕　一冊

源氏物語に光君六條御息所に通初給ひしほどの事のさまをばさゞと略してかゝれたるをしゝも其所なきを本居翁さるよしを知らさざ陰にもあらねどかの物語のふりをまねび試んとて三十三四歳にてころ名類の巻

のはじめと補ふやうふうつきすさまれたるが紫式部の筆づかひふもれどろまじく自在なるものふて文章かく手本ふハ究竟のものなりかくすまそはうれき夢の手枕ふれおりうをえ春の夜の月をいゑる哥あるふより手枕と名づけられたるなり

冠位通考　一冊

こも位階の沿革と古今通をし考たる書ふして先達のいまだ心とゞめざりし事どもを論定せられて其功少からぞ上代ハ其家ニつきての尊卑ありて冠位轉昇なかりし事ふもじまりて推古天皇十一年ふじめて十二階の冠位とおかれし事孝徳天皇大化三年十色十三階の冠を製せられ同五年二月冠十九階ふ改めさし事天智天皇三年二月廿六階ふ改められ天武天皇十四年正月より爵位の号を改め位記と賜冠の差別なくなりし事持統天皇七年朝服の色を定られし事文武天皇大宝元年の令ふ親王四階自餘三十階と定られて万代不易

の典となれる事とかきたれて職原位階位の事勲位の事親王の位階僧綱の事神階位田の事までを例のしやてがなふ筆ふてきよくしくかきつらねたる考ふて有職学に志ある人も必見るべき書なり○輿書ふ云文化二年七月廿三日法を堅固の学ふ鑽文定めて相違あらんか愚ふ試して此捜をべき者也　石原喜左衛門明述しあり

やをかつし日記　一冊

阿波國人岩雲花香ハ古と蹤の哥を好き語学に出精の学者なり天保二年六月伊豆國高田郡多田泰明の家よりその子利貞とその家なる只年をとして富士山ふ登りし時の紀行なり十五日ふ出立て廿二日かへりたるとの日数とをとて八日記となづけつるよしそ哥数三十首の中廿八日花香五首八利貞の巳の巻首ふ精き翁培山の富士山の画あを次ふ自序まさ此永楽屋前の主人片野善長上木せし山の跋あり最風雅なる躰裁也

消息案文　一冊

これハ萍居黒澤翁満著○手紙の事を昔ハ消息といへり
ゐて哥なとよむ人の手紙の取遣せんに昔の消息ぶり
にならひ雅言もてかきけらんとする時いまだしき
輩ハ哥ハよくよめども文章ハれとも思ひの外えかく
ぬものなるをまして消息文ハことばづかひの尊卑も
けそて一そしほたやすからばそれを手ひくぞしく教さと
されとて消息文例消息文様など類ふ世に流布せれど
猶雅言と俗語に引當たるくだりのいとせまくて初学
の輩不自由なきハ此書よそ専雅言俗語の相當とき
ためし消息文かくべきやうを指南せる事いと深切に
小児女子にもさかり易くかき記したるを且小冊の横本
にて懐中するに便利なるをもし先に愍論ありて
○文と本草の枝につくる事○哥を書入る事○月日を
かく事○文の封じやうの事○尊卑の辨○文言葉（雅俗）
○年始暑寒の消息作例
○雅語の釋を引書にしけり　る衣のいろあひ

○調度の名の釋をしさに愍論の拾遺けり
天保四年三月門人松本安樹序同竹之下直蔭跋あり

繪入新板伊勢物語　合本一冊

伊勢物語の素本世に類多しといへども魯魚の誤をも
訂さして上木せるものみなるを是ハ長禄二年の奥書
ある寛文二年の版を得て文字の誤脱を類本にて校合
し新刻しつきて素本中の最上といふべし

徒然草　新板繪入二冊

徒然草二百四十六段諸本に脱落けるを此本ハ或名家
の本もて上本しさながらやまでもなく文字もふとくた
しかよて少人にもよみ易く傍に假字も数つけしつき
く草素本よはあれよ上とそものあるべからず

後撰集新抄

十五冊

後撰集廿巻ハ天暦五年坂上望城源順紀時文大中臣能宣清原元輔等に詔ありて昭陽舎にて万葉集を讀解させ給ふ次にまた撰しむ一条摂政藏人の少将たりし時和哥所の別當とかゝれ大夫袋草紙にみえるせり（）哥員ハ八雲御抄拾芥抄とに千四百廿首今本ふも千四百廿六首伊勢後六前あり（）本居大平翁此新抄の序ふいもく後撰集ハ此のみさうろありし代上天暦御時の歌どもにて歌数の首ふうりてハよく明めずてもえけるまじき集ふふじ中昔うぐて此集を論ふふ古今集ハ大ったる哥に飾まじらぞ撰せし一のへられて万足ひたるを此集て其が表裏ふて四季恋雑等合たはふも思ひの外るるが終に入誼ちどて都ていぞ大らうなは撰ことふて當時家々の集ともを何ふまゝ見るふ隨ひきくに從ひ采集して其哥の好きらをもいひて駒めふけつめたるものと見ゆるが物学びの方ふとでていてれもいしうきしき輯にあんやかてきが註釋としてハ為家

の大納言の抄と寧吟法師の八代集の抄さては契沖阿闍梨の臆断ハいはゞ吟法師の詞をとり懇ふ解きやしまる物ハいあらはれぬおのが門人中山義石も三河の國吉田の殿ふて萬ぬ人がるが先つ注其君ふより聞き傍ぞと内々なからうけまりてとも注し解をものもを此集を学ぶ者の数要ある事上ふいそれたれかどしにくき歌にて哥ふ頭なくぼざくに由緒ひてるにいなき詞書をもとめて意得たきもの是ある歌るをもはじめてかにもかさらひ師の説をおもき大君かにふ深くふ考へら先達の説の聞し精しきにわくもくくく注解し諸抄及ぐ明細なる當時の人の評説ども限る所へ出し引か考ふの法釋ハ各人の欽も猶ホ後に発明あれハ追ど數曲巻末に挙たり

〇一より三春四夏五六七秋九より十四恋

別記一冊　雑以下并追考　嗣刻

新古今和歌集新鈔　四巻六本

外題よハ新古今和歌集撰抄と有巻尾ハ新古今集註とあり新古今集ハ土御門院天皇の元久二年三月廿六日後鳥羽院天皇の院宣ふより参議右衛門督通具卿大蔵卿有家卿右近中将定家朝臣前上総介家隆朝臣右少将雅経朝臣等の撰進也此鈔ハ序ふも定家卿の父俊成卿の哉よをもてかひし折ふふて心にまかせぬ品おそしはあらしかきて此撰ぶふ過てぬけされども又そもゝゝ二十一代のうちの巻々玉をくだき金をきろひ其聲傳ふはさやいやどへ名り中にも時のならひ人の心は色を見せ言葉の露のひとむそびやさしいさまも此集にこそ侍れ此由を宗祇法師も草庵の座右と名付て秘蔵せられしとふかき人の申されしなど書ていよゝむねとしが此集の哥をよろこび愛さおもけなしさて此新鈔ハ後陽成院天皇の御代に哥学者の名高く詠哥ハよのつねならぬ下野守平常縁の作にて先達の詠とこひ歩々指南を加へかきそへくはし奥書があり

えかはふ猶もれたる哥多かりけるをバ玄旨法印年来聞おかれける義ふも恵雲院殿（九條関白）三光院殿（三条内府）等の御説ども述て増補あるよし慶長二年の奥書ハ見ゆ猶今の本ふも巻首に序文との[illegible]次ふ此部の作者の略系図巻毎ふ出る哥頭とも義さり古学いまださからけさはさきの鈔撰なれどさすがふ近世の哥仙たる人の注解にてその哥れ本哥よみ入らもさる和漢の故実しれどと悉うけられてもを美濃れ家裏などよむときふまづ一わさて讀までそえおろ田じき書れり元江戸日本橋万屋傳兵衛の板なりけろと購得て板木の磨滅かけ損じたるを悉補して善本とは

新古今集美濃の家裹　五冊

新古今集とえらそれけるころぞ哥道盛ふ行て名人上手雲の如く起て其風體も様々なれども其辞花々しく其調艶やうし或ハ調子と痛てらんとて手尓遠波の奇なるとも詠出或ハ磊落を好ミて常格ふ錯もあそと

もに英雄の所為なるとも温和にややそらかれはハるく哥
意も玄幽にして悉秀逸なれど打聞え戯に堪るがら又
味へハ容易く解し得るてそくれし古今集等れ如く遠
鏡の俗諺とて諺解もあるしがさき集なり東野州の四巻
抄加藤盤齋れ増抄あれど祕学の類にハ事せまく又迂
遠なり此書ハ本集二十巻千九百八十餘首了へての注
釋にハあらねど議論ある哥のかきり六百餘首を抄録
し例のよにまめやかなる見解をもちて一首ことに義
もし判もし又詞れかゝりいひまはしてにをはの用ひ
ざまなど謬ことかに評注せられたれバ是までさるで
などいひ思ひもつかざりし所も驚おきそゝを發明
せられし哀少からず近調け哥人よみ味さきハ人のを
よく辨へられ己のも自然功者かならんゝ益いゝ多か
らむさてこの書ハ巻首に大夫重門の物学に大垣より
来居て何くれしとひけはことどもの中に此集の哥どもを
の心ばへとなむゝにこまやかにといたづぬるなれば
どしあげつらひたれ趣どたるじくも國にかへらむ家
づとに書ゐるしてえさせよといへるまゝに書て与ふ

とは寛政二年四月の東にて翁六十二歳の時なり
加藤磯足大夫重門及秦門漢夫の序あり寛政七年刻

美濃の家裹折添　三冊

是も重門にわざ〳〵ものする書にして今附録めして合
併を家づとに残せる花もとをゝりけるなじ山路れ
末とさつ祢ゝと巻首に出して上巻ハ新勅撰集續後
撰集中巻ハ續古今集續拾遺新後撰玉葉續千載下巻ハ
風雅集新千載新拾遺新後拾遺新續古今まで古きにか
へりて千載集こゝらの勅撰して又よしある哥少
しづゝ抜出し本篇のごとく褒もし難しあさまさ哥
意とも釋せり契沖法師の難勅撰の説なども又難ぜり漢
中に哥のことあげて評も注もろきあて後に書かへたと
てえらるしおかれたるは冷へしらぶそれ首捨きれ
もあらねど其ましに上木せること

尾張廼家苞　五冊　九本

此ハ新古今集美濃の家裹ハ説と挙て殊ニ微細に褒貶
し自己の所説とも多く出して本集ハ哥と釋やて美濃
れ家裹よく哥員も多し正明ハ俗稱嘉左衛門尾張國神
守ハ人うを初鈴屋翁に随ひ後江戸ニ出て禍揄校保
己での門ニ入る博覧卓見家藏酒落の学者して放ニ其論
をる斯も鈴屋翁の如く温和なる常格と放息て雄壮之
るう新於今時代の風調ニ相協ふ事も有て間然すへ於
らざる至當の語少うれば是も搬の正俊が江戸まて国
ーら帰る時の家苞よ書て与ふるよし巻首に見るせば語
美濃の家裹ニ一ゐじをゐがこす又當時の哥風躰為
家為兼卿の門風の子細等いと委しく論弁せり美濃
尾張ニいの家裹眼のつけところ懸隔えつ又い其説も
互ニ相背けと彼も此をきはべき道理備れば近調家共
に熟覧せまほしき書どもへ。文政二年四月石原正俊
序いつて鏡面王経れる盲人象と撫る此譬とひきて一ろ
已ま想きしう哥人と識れり

三代調和歌類題　六冊

三代とハ古今集後撰集拾遺集れ三代ニて大かた同じ
風調の哥ニて詞も調も此ゐ女ハ叓がく哥の意雄々しくも
やさしくもそへき花も実をそれそてしこれと大空の
月にゐるとへ代々にくもらぬ詞の鏡なるハ定家卿の詠
哥大概ニも詞ハ三代集といづ色からばしハのたまひ
ちきてなてさき此類題や此三代の作者の哥またよ
みんれゐらもぬも三代の作者の咲つきゐるきハりしう
さす三代集くおとよりニて世々の勅撰古今六帖菅家
万葉哥仙家集夫木鈔なとまてぬき出しえらひ集め哥
ニ随て題を附もども原書の詞書い省かず四季恋雑に
類題して初学の手本となるべくこともかく三河國吉田
の城主な岩上氏の家刀自登波子といふ哥よみ文かき
がえらみニて女ニハ先づらしき叓え但しくそどても
そめたはハ夏目甕麿定めか添つる叓どひあへせたる
く中山美石實相院の古道などのよし文政四年六月うつし
れよる本居大平主の序文ふあて今や都も鄙も哥道盛

小行もて初学の見るべき為とて類題のあまた出来き
ど大かたさえらこ蹤よて哥数のこ多きも風躰のようら
ぬまき写誤などまじりてハ害ふこそなれ識例ふもひ
かとずも座右ふおきても益ある事なし抑哥も詞やさし
く心をれやに品高くこそよむものなるををき人ふま
きらむし新哥とのこ好むとき八姿も詞も心ざまも異
様ふのみなりて行てこといか邪路ふおちいりと云ものゝ
れなとすゝくを此ありぬ事なき三代調とよみそらん
じて詠哥修行あるべきことゝ三代調類題そのこなり
と和哥のもじ入たるを見易からんとてのことある
巻尾ニ文政五年春松の屋藤井高尚ぬし跋あり

江戸職人歌合　二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合などの風ふ倣ひ
江戸當世の職人とあつめてきらが七月十日浅草の観
音堂ふ通夜し月と恋て題もて哥よみさるを左右につ
がひ名主自らも哥よこ判者ともなりて勝負とつけたる

やうにつくりなしたる戯筆ふて難陳もあり哥も例の
どく俗談とまじへあるが今の狂哥者流のえせ哥ふも
あらぞ上手の口つきいらおもく画も加へたるふその
さま見るがとしいやしく興深き哥合なり

一番左名主　右大屋
二番左儒者　右医者
三番左八卦見　右人相見
四番左いちこ　右願人
五番左青物賣　右魚賣
六番左虫賣　右笛賣
七番左馬方　右車引
八番左呉服屋　右ふるぎや
九番左女郎　右藝者
十番左夜鷹　右船饅頭
十一番左穢多　右乞食
十二番左鳶者　右臥烟
十三番左猪牙舟こぎ　右四ッ手駕かき
十四番左角兵衛獅子　右軽業
十五番左そばや　右湯屋
十六番左紙屋　右茶屋
十七番左酒屋　右餅屋
十八番左みそ賣　右ざる賣
十九番左髪結　右経師
廿番左屋根葺　右左官
廿一番左疊刺　右石切
廿二番左水からくりや　右上菓子屋
廿三番左付木賣　右幕賣
廿四番左座頭　右山伏
廿五番左念佛宗　右題目宗

○石原正明弟嶺閲文化五年五月十五日伊豫國ふてか

けろ序ありまさ正明の奥書ありて　右江戸職人哥合八
文化二年七月十日浅草寺に於てもはら磯部千貝閑
書をる所なりて莫逆さるに依て傳写と聴さる池南
藤原春季図してもてきと賜ふ珎重して予が為に撰
封をべきれ世も猶四山賊ありて日々職人をして文化に纈屋
浴せしむ堯舜の民に勝きるものか重て珎重

玉勝間　附目録一巻　十五冊

是ハ本居翁の随筆にして若年より読書の度抄録ありて
をしやてすつべきにもあらぬ吏を始事に触て見聞
にしこの沙汰道にかゝれる数のことにもあらば花紅葉
よれる風流今昔都鄙につきへなる土俗の習何と定
まりたるとなくかくのまゝに書をさまたるが
尋常の人はよしあしおぼそとそだひ古学者の為にそ
金ぎよし換がさき重宝となりぬ○尾張の雅嘉云書體全く
随筆にして古書どもあまたる中にも記録の發多し
云々の文化九年壬月植松有信跋に云々此にをとや

むのかざらずつくろはずかきやり給へる八今も吟づ
からゆるりたまふべうふし川巻とくそかへし見る
たびに有識等をのうみ大人の御許にさぶらひていひ
きうせまうしゝ聞ちらしてえいし初若菜よりおもひ草
の巻まで翁の彫にならはしく椿の十五丁以上も同じ
以下いかで翁没後他筆にて清書を初編も寛政六年刊行の
ち三巻づゝ彫刻し目録一冊とそへて十五巻五度にし
て成就するよし孫本居萬戸呂目録の後にしるされさる彼
目録も十四巻中の件々序附とくはしくして見る人の
便宜とは
○詳彰はそれぞれに出る玉がつまはみておしろを野の
べのそさびにと一ぢの巻の首に記てやがて書名とせられ

一の巻　初若菜　六十条　二の巻　桜の落葉　四十八条　三の巻　たちばな　四十六条
四の巻　ますみ草　八十条　五の巻　枯野のすゝき　四十七条　六の巻　かしあみ　六十七条
七の巻　ふぢなみ　六十七条　八の巻　萩の下葉　百十八条　九の巻　花の雫　六十二条
十の巻　山菅　五十九条　十一の巻　さくうづき　七十二条　十二の巻　小ふき　八十五条
十三の巻　おもひ草　百十条　十四の巻　つらつら椿　九十二条　十五の巻　総目録

發行書肆

京都御幸町通姉小路上ル　菱屋孫兵衛
同　三條通御幸町角　吉野屋仁兵衛
同　寺町通三條下ル　蓍屋宗八
同　四條通御旅町　田中屋治兵衛
東京日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　芝神明前　岡田屋嘉七
同　兩國横山町三丁目　和泉屋金右衛門
大坂心齋橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛
同　心齋橋通安土町　河内屋和助
同　心齋橋通博勞町　河内屋茂兵衛
同　心齋橋通安堂寺町　秋田屋太右衛門
尾州名古屋本町通七丁目　永樂屋東四郎

圖書寮

国立公文書館
National Archives of Japan